

向日市上下水道事業経営戦略 (向日市水道ビジョン)



令和6年3月
向日市

はじめに

1	策定趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画の策定方法	2
4	計画の見直し	2

向日市水道事業経営戦略（向日市水道ビジョン）

第1章	現状と課題	4
1	事業概要	4
2	水道事業のあゆみと多水源	6
3	給水収益の見込	7
4	財政状況	9
5	課題	10
6	事業運営の財源	11
第2章	経営指標分析	12
第3章	経営の基本方針	15
第4章	経営戦略における取組	16
	基本方針1 水道施設の強化（強靱）	16
	基本方針2 財源の確保と更なる経営改善（持続）	18
	基本方針3 安全で良質な水の安定供給（安全）	20
第5章	投資・財政計画	22
1	投資・財政計画の考え方について	22
2	収支計画表	24
第6章	進捗管理	26

向日市公共下水道事業経営戦略

第1章 現状と課題	28
1 事業概要	28
2 整備状況	30
3 下水道使用料の見込	31
4 財政状況	32
5 課題	33
第2章 経営指標分析	34
第3章 経営の基本方針	37
第4章 経営戦略における取組	38
基本方針1 汚水施設の維持管理	38
基本方針2 雨水施設の維持管理	40
基本方針3 下水道事業の経営の安定化	42
第5章 投資・財政計画	44
1 投資・財政計画の考え方について	44
2 収支計画表	46
第6章 進捗管理	48

資料編

用語の解説	49
-------	----

はじめに

1 策定趣旨

本市においては、市民生活に欠かすことのできない重要なライフラインである上下水道事業を将来にわたり安定的に継続していくことができるよう、平成23年度に「向日市水道ビジョン」を、平成29年度には「向日市上下水道事業経営戦略」を策定しました。

本市は現在、上下水道施設の老朽化や耐震化への対応などさまざまな課題に直面しています。一方で収入面においては将来的に人口減少などに伴う給水収益の減少が見込まれ、経営環境は一段と厳しいものとなってまいります。

このような状況を踏まえ、これまで以上に効率的かつ合理的に上下水道事業を運営するため、「向日市水道ビジョン」と「向日市上下水道事業経営戦略」を統合し、このたび新たに「向日市上下水道事業経営戦略（向日市水道ビジョン）」を策定するものです。

この計画により、「安心・安全な水の提供」と「公衆衛生の維持・向上」を目的とした上下水道事業を持続・安全・強靱の観点も踏まえながら、引き続き実施してまいります。

2 計画期間

50年後、100年後の将来を見据えた「新水道ビジョン」（厚生労働省）を踏まえ、かつ、総務省が示す「10年間を基本とする中長期的な視点からの経営戦略と経営基盤の強化」の趣旨を取り入れ、本計画の期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。



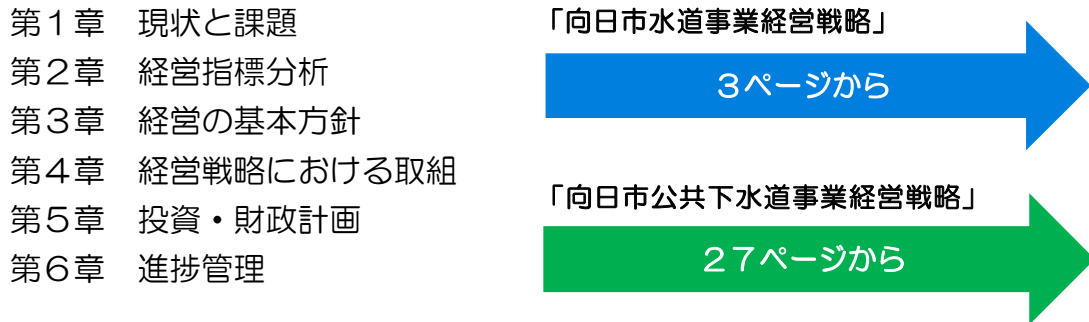
向日市上下水道事業経営戦略 (R6~R15)

(向日市水道ビジョン)

3 計画の策定方法

本経営戦略は、有識者や市民等で構成される「向日市上下水道事業懇談会」において議論を重ね、策定しました。

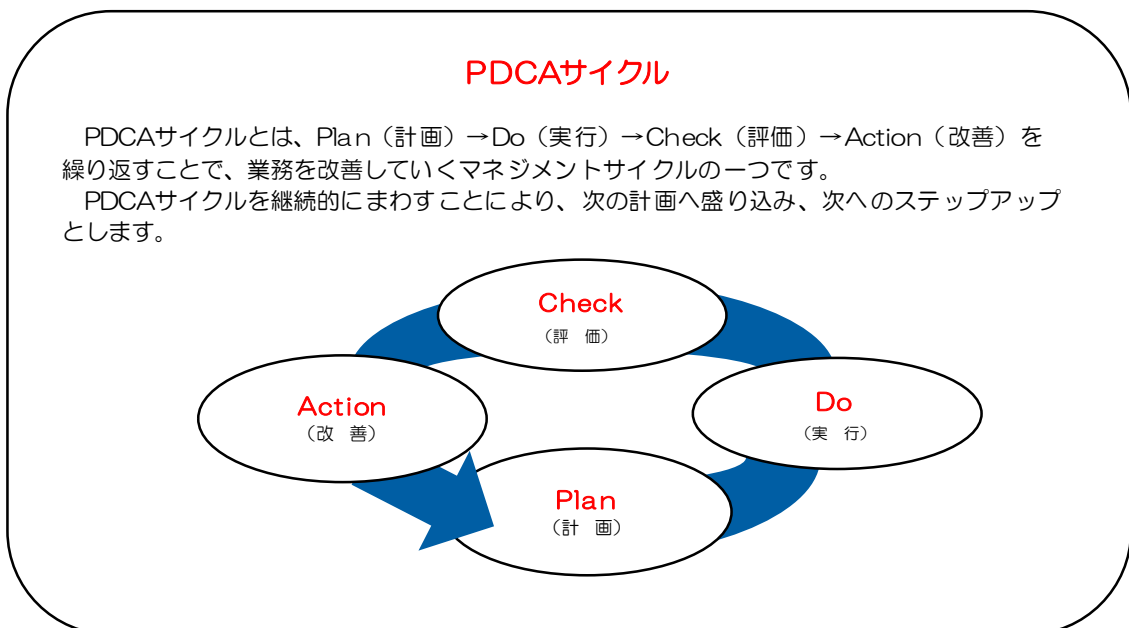
また、本市では、水道事業と公共下水道事業を運営していることから、各事業ごとに、以下の6章で構成しました。



4 計画の見直し

この経営戦略では、令和6年度から令和15年度までの10年間について、上下水道事業の経営に関する方向性を示しています。

また、社会情勢の変化等に対応するため、PDCAサイクルに基づき、計画の進捗状況や取組等の検証を行い、計画期間内の見直しも含め、進行管理を行ってまいります。



向日市水道事業経営戦略



物集女西浄水場

第1章 現状と課題

団 体 名： 向日市

事 業 名： 向日市水道事業

経営戦略策定日： 令和6年3月

計 画 期 間： 令和6年度 ～ 令和15年度

1 事業概要

① 沿革

昭和26年度 現 阪急電鉄(株)から無償譲渡を受け、西向日地域を給水区
域とした町営水道事業を開始し、簡易水道として認可

昭和29年度 簡易水道から向日町上水道事業へ

昭和40年度 第2浄水場(物集女東)竣工 (施設能力 9,000m³/日)

昭和43年度 地方公営企業法を適用

昭和44年度 第3浄水場(物集女西)竣工 (施設能力 21,000m³/日)

昭和59年度 上植野浄水場 竣工 (施設能力 6,000m³/日)

平成 7年度 第8次拡張事業計画変更認可
(計画給水人口 60,000人 施設能力 36,000m³/日)
1人1日最大給水量 600ℓ

平成 9年度 京都府営水道の水源となる日吉ダム完成

平成10年度 物集女新配水池 竣工

平成11年度 機構改革 水道部・下水道部を統合し、上下水道部へ

平成12年度 京都府営水道受水開始 6,350m³/日

平成13年度 物集女東浄水場 廃止
京都市と災害時の分水協定(分水地点6箇所)

平成18年度 上植野浄水場の浄水機能を停止し、物集女西浄水場に一元化

平成19年度 上下水道事業懇談会を設置

平成20年度 水道事業管理者を廃止

平成23年度 向日市水道ビジョン 策定

平成29年度 水道事業経営戦略 策定(平成30年度～令和9年度)

令和元年度 物集女西浄水場 耐震化 完了

令和2年度 水道料金を改定(平均で6.1%の値下げ)

令和5年度 機構改革 上下水道部・建設部を統合し、都市整備部へ

② 業務概要

供用開始年度	昭和26年	施設数	浄水場 1、配水池 3、 配水塔 1
地方公営企業法適用 の時期	昭和43年度 (全部適用)	管路延長	170km
現在給水人口	56,662人 (令和4年度末)	施設能力	物集女西浄水場 13,400m ³ /日
水源	地下水 受水(京都府営水道)		京都府営水受水 12,700m ³ /日

③ 料金（1カ月あたり）

（令和5年3月31日現在）

	区分	金額(税抜)
基本料金 (口径別)	13mm	900円
	20mm	1,120円
	25mm	2,400円
	40mm	11,000円
	50mm	25,000円
	75mm	50,000円
	100mm	75,000円
	125mm以上	125,000円
従量料金 (1㎡につき)	0㎡ ~ 5㎡	55円 (60円)
	6㎡ ~ 10㎡	60円 (70円)
	11㎡ ~ 20㎡	112円 (125円)
	21㎡ ~ 30㎡	190円 (225円)
	31㎡ ~ 50㎡	245円 (260円)
	51㎡ ~ 500㎡	280円 (300円)
	501㎡ ~ 1,250㎡	320円 (350円)
	1,251㎡ ~ 2,500㎡	330円 (360円)
	2,501㎡ ~ 5,000㎡	350円 (390円)
	5,001㎡ ~	340円 (370円)

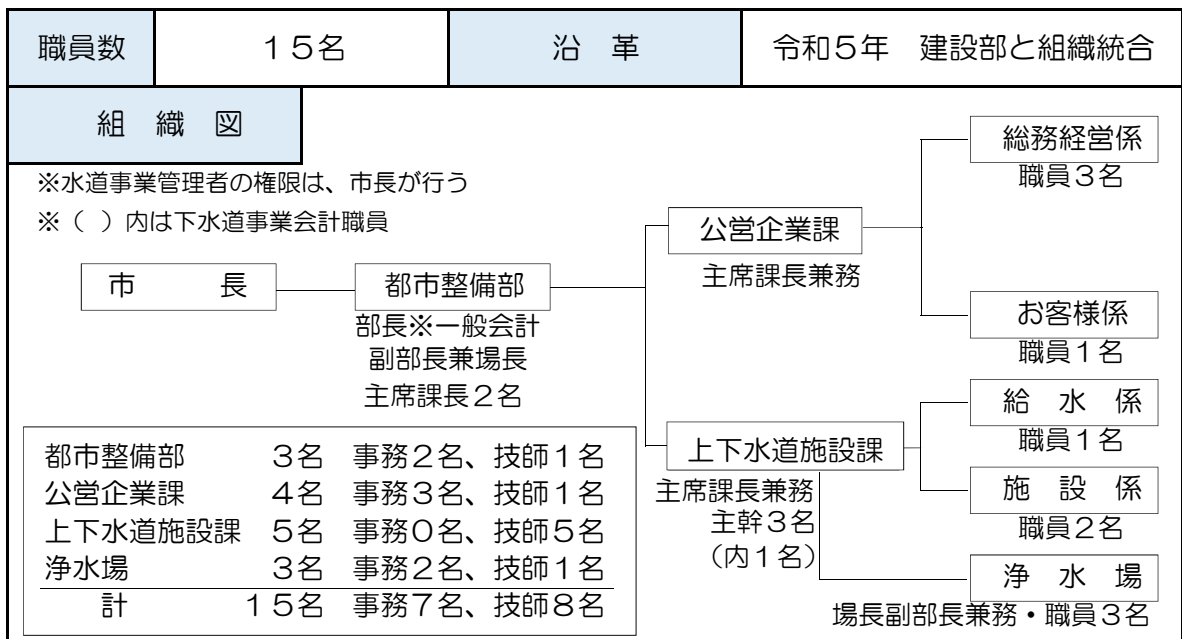
	基本料金	従量料金
集合住宅	1,120円×戸数	それぞれの水量区分×戸数
公衆浴場	口径別基本料金	1㎡につき90円

条例上の1期分の料金（税込） （口径20mm、20㎡の場合）	平成14年4月以降	4,567円 ※5%
	平成27年6月以降	4,384円 ※8%
	令和 2年6月以降	3,729円 ※10%

※消費税率

④ 組織

（令和5年10月1日現在）



2 水道事業のあゆみと多水源

本市の水道は、京阪神急行電鉄（現 阪急電鉄株）が昭和4年に建設した住宅専用水道を譲り受け、昭和26年9月に町営水道として発足し、西向日地域で給水を開始しました。

昭和27年1月には簡易水道としての認可を受け、京都府下8番目の公営水道として、正式に向日町水道事業が発足しました。

昭和30年2月に、第2次拡張事業認可を取得し、上水道事業として給水を開始しました。その後、人口の増加とともに取水井戸の増設や浄水場の建設など、事業拡張を積み重ねました。

平成12年10月には地下水に加え、乙訓系、宇治系、木津系の3水源からなる京都府営水道の受水を開始したことで、事業環境を整備しました。

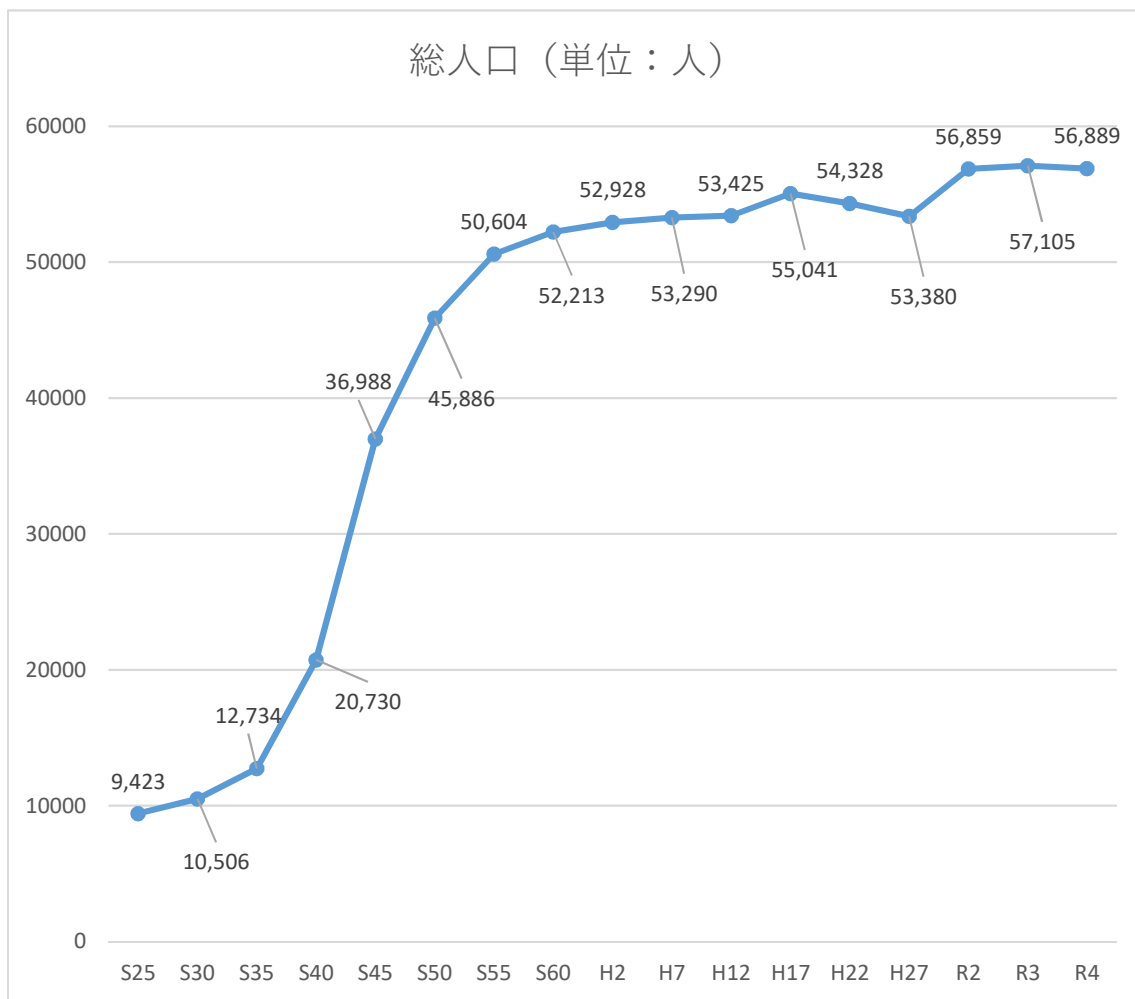
さらに平成13年には、災害などの緊急時にも対応できるよう、府営水からの受水ができない場合、京都市からの受水が可能となり、多水源を利用することによる安心・安全な水の供給がより確かなものになりました。



3 給水収益の見込

① 人口推移

我が国の人口減少が深刻な社会問題として顕著となるなか、本市においては、新市街地の開発等、積極的な土地の有効活用により、令和の時代に入っても、なお人口の増加が見られました。しかし、短期的な増加要因を除けば、人口減少の波はすでに本市にも訪れていると考えられ、令和4年度には前年度の人口を下回ることとなりました。



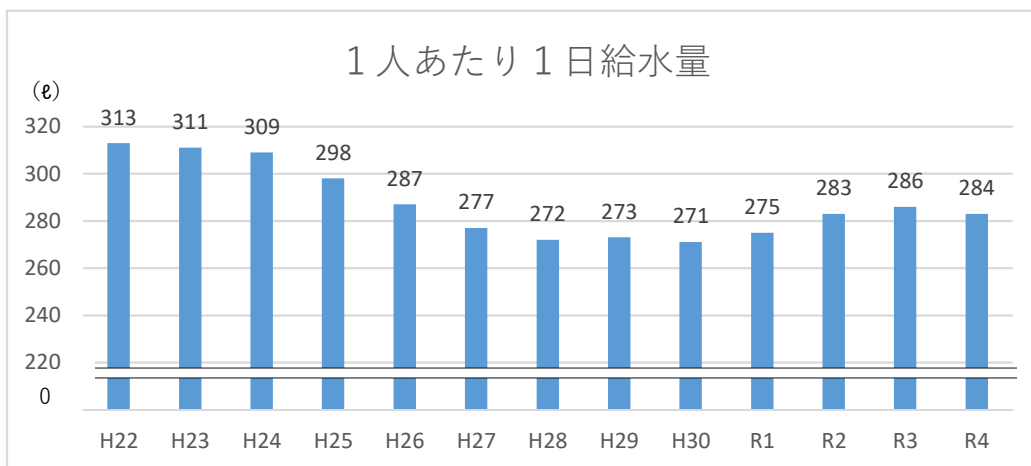
出典：国勢調査（令和3～4年は10月1日現在推計人口）

② 人口の将来推計

JR向日町駅周辺整備をはじめ、森本東部地区や阪急洛西口駅西地区などのまちづくり計画が実施されることから、一時的な人口の増加は期待されるものの、中長期的には減少傾向が続くと予測されます。

③ 1人あたり1日給水量の推移（単位：ℓ）

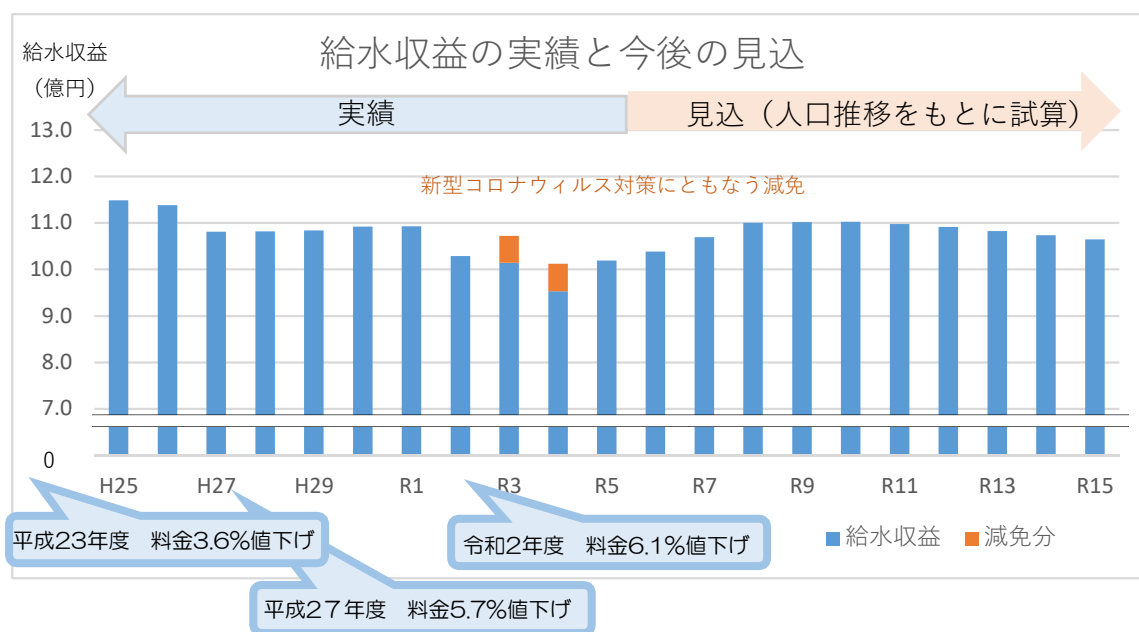
平成22年度以降、1人あたり1日給水量は減少傾向が続きましたが、令和元年度には新型コロナウイルス感染症の感染拡大による家庭内での滞在時間の増加や手洗いの奨励などにより、一般家庭における使用水量が増加し、令和4年度には284ℓとなりました。



④ 給水収益の見込

平成22年度には12億円以上あった給水収益は、府営水道の受水単価の引き下げ等により、3度の料金値下げを行ったため、令和4年度には約10億円に減少しました。

今後予想される人口減少により、給水収益の減少が予想されるものの、まちづくり計画による新たな水需要も見込まれることから、今後の動向を注視していきます。

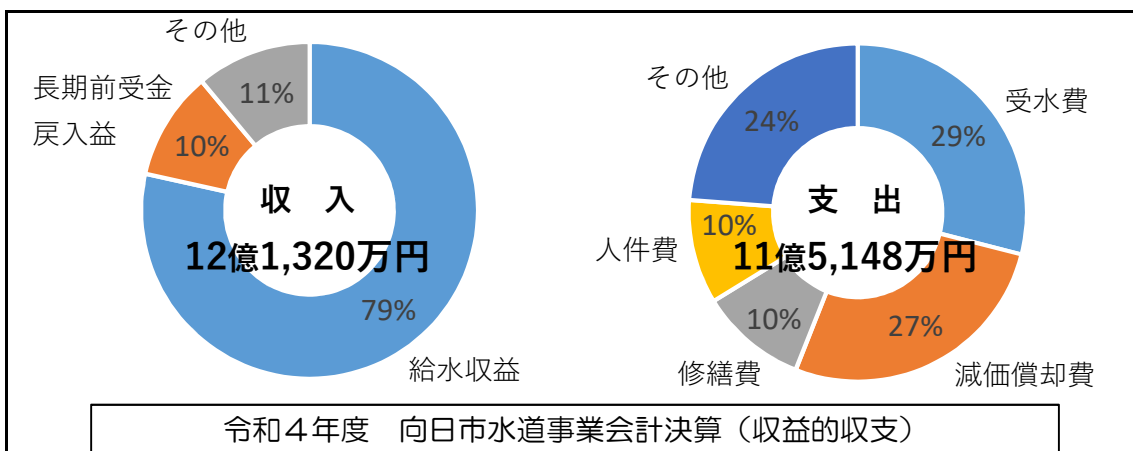


4 財政状況

① 収益的収支(営業活動)

『収益的収支』は、水道料金等の収入から、受水費等の費用を差し引いて収支を計算し、営業活動による成果を表すものです。収入が支出を上回った場合、純利益が生じます。

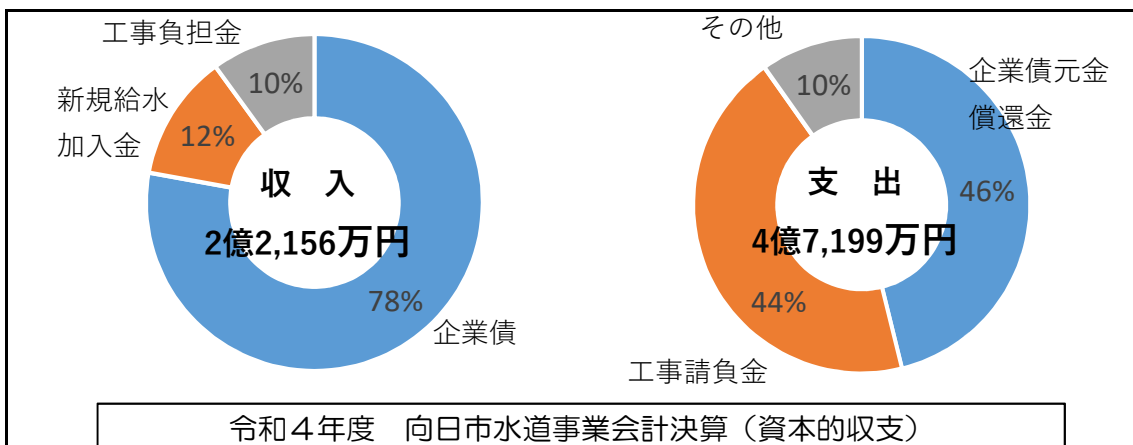
令和4年度の決算は、収益的収入 12億1,320万円であり、約8割が給水収益となっています。収益的支出 11億5,148万円のうち、主な支出は受水費、減価償却費等であり、収益的収支の純利益額は、6,172万円となりました。



② 資本的収支(投資活動)

『資本的収支』は、水道管や配水池など、水道施設の改良にかかった費用と企業債の償還額を支出とし、それらの支出の財源となる企業債による借入や、工事負担金を収入とする投資活動による収支を表します。通常は支出が収入を上回り、不足する財源は、収益的収支の純利益、減価償却費等の損益勘定留保資金で補てんされます。

令和4年度の決算は、資本的収入 2億2,156万円に対して、資本的支出は、4億7,199万円であり、不足額 2億5,042万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。



5 課題

平成25年度に策定した「向日市水道事業アセットマネジメント」において、耐用年数を超える場合であっても、使用可能な水道施設については、長寿命化を図ったうえで、優先度に応じた更新を行うことにより、コストの最小化と今後の100年を見据えた持続可能な水道事業を目指す方針を打ち立てました。

現在、優先的に対応すべき課題として、以下のものがあげられます。

① 基幹管路の耐震化

水道管のうち、以下の3つを基幹管路と位置づけ、耐震性のある管に取り替えることで耐震化を図っています。

導水管・・・取水井戸でくみ上げた原水を浄水場に導くための管
送水管・・・浄水場で処理された浄水を配水池まで送る管
配水本管・・・配水池から配水するための管のうち、口径が250mm以上の管

しかし、基幹管路の耐震性を示す耐震適合率は、全国平均、京都府内平均のいずれも下回っており、基幹管路の耐震化は急務の課題です。

○基幹管路耐震適合率（％）

令和3年度		
全国平均	京都府内平均	向日市
41.2	40.5	28.3

② 浄水場施設の劣化調査

平成26年度から物集女西浄水場の耐震化に取り組み、令和元年度には場内全施設の耐震化が完了しました。

その一方で、施設の経年劣化が進んでいることから、構造物劣化診断を行ったうえで、計画的な改修・更新を図る必要があります。

また、地下水のくみ上げ時に混入する砂量が増加しており、場内施設への影響や堆積する汚泥の処理など、施設の長寿命化に向けた対応に迫られています。

③ 第2配水池の老朽化対策

竣工後53年を迎える第2配水池は、老朽化が進んでいることから、今後の対応について検討する必要があります。

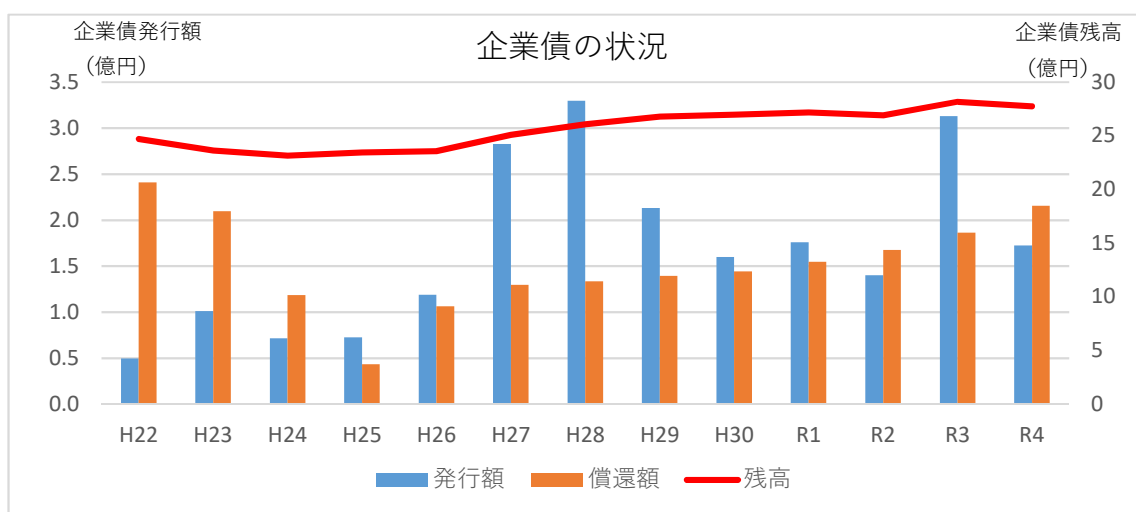


6 事業運営の財源

① 企業債残高の推移

水道事業の運営には、その基盤となる財源が不可欠ですが、大規模な水道施設の更新時には多額の資金が必要になります。しかし、その時々に応じて水道料金の設定を行うと、水道利用者への急激な負担増につながるため、安定的な財政運営の手法として、企業債の発行を計画的に行っています。

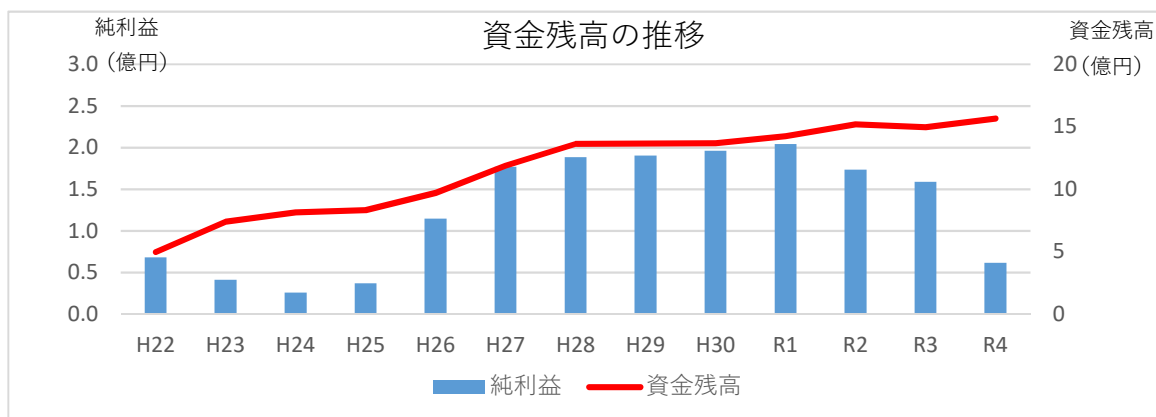
企業債は、将来の世代にも等しく負担してもらうことにより、投資負担の平準化を図るものですが、本市の企業債残高は近年増加傾向にあります。今後の人口減少を考慮すると、将来世代への過度な負担とならないよう、留意する必要があります。



② 資金残高の推移と適切な水道料金の設定

資金残高は年々増加しており、一定の利益を確保しながら事業を運営しています。

水道事業者は、利益の追求を第一とする営利企業とは異なり、大切なライフラインである水道水を安心・安全かつ安定的に供給することを目的としているため、水道料金の水準は、一定の黒字を確保しながらも、使用者の負担ができるだけ少なくなるよう適切に設定することが求められます。



第2章 経営指標分析

経営指標とは、経営及び施設の状況を表す指標であり、経年比較や類似団体との比較を行うことにより、経営の現状及び課題を的確に把握することができます。本経営戦略では、各経営指標を分析することで、本市の現状や今後取り組むべき課題を明確にします。

(1) 経常収支比率 (%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
向日市実績 ()は類似団体平均	117.08	117.63	118.78	116.49	115.26	105.36
	(112.15)	(111.44)	(111.17)	(110.91)	(111.49)	
指標の説明	料金収入等の収益が受水費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、100%以上となっていることが必要な指標です。					
算定式	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100 \quad (\text{目安：100\%以上})$					
コメント	100%以上を維持しています。水道施設の更新に必要な財源を確保するためには、現在の水準を今後も維持し続けることが大切であり、人口減少による給水収益の推移に留意します。					

(2) 流動比率 (%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
向日市実績 ()は類似団体平均	323.59	299.72	272.54	322.58	329.86	319.58
	(355.50)	(349.83)	(360.86)	(350.79)	(354.57)	
指標の説明	1年以内に支払うべき債務（流動負債）に対して、支払うことが出来る現金等（流動資産）がどれだけあるかを示す指標です。短期的な債務に対する支払能力を表す指標であり、100%以上であることが必要です。					
算定式	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 \quad (\text{目安：100\%以上})$					
コメント	類似団体平均より少し下回っていますが、十分な支払能力を保持しており財務上の安全性は高いと考えられます。					

(3) 企業債残高対給水収益比率 (%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 [※]	令和4年度 [※]
向日市実績 ()は類似団体平均	247.37	246.96	248.77	261.72	294.70	291.33
	(312.58)	(314.87)	(309.28)	(322.92)	(303.46)	
指標の説明	給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。					
算定式	$\frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100 \quad (\text{目安：なし})$					
コメント	類似団体より低い傾向にあるものの、近年増加傾向にあり、今後、基幹管路の耐震化を進めていくに当たり、企業債の発行額が増加することが見込まれることから、今後も引き続き留意します。					

※令和3・4年度の減免分を加えると、277.85、274.28になります。

(4) 料金回収率(%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
向日市実績 ()は類似団体平均	111.34	113.28	116.22	113.34	105.17	95.82
	(104.57)	(103.54)	(103.32)	(100.85)	(103.79)	
指標の説明	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標であり、料金水準等を評価することが可能です。更新費用を見込み、100%を上回っている必要があります。					
算定式	$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100 \quad (\text{目安: } 100\% \text{以上})$					
コメント	令和3・4年度に実施した減免により、令和4年度に100%を下回りましたが、実質的には100%以上を維持しています。しかし、その収益割合が減少傾向にあるため、経営に支障が出ないよう、一定の収益の確保に努めます。					

※令和3・4年度の減免分を加えると、111.54、101.77になります。

(5) 給水原価(円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
向日市実績 ()は類似団体平均	179.36	176.52	172.41	163.42	164.33	181.79
	(165.47)	(167.46)	(168.56)	(167.10)	(167.86)	
指標の説明	有収水量1mあたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。					
算定式	$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費})}{\text{総有収水量}} \quad (\text{目安: なし})$					
コメント	平成29年度以降、年々減少し、令和2年度には類似団体平均より安価になりました。しかし、令和4年度に浄水場施設の修繕費や電気代などの増加により、給水原価が上昇しました。今後も修繕工事が見込まれますが、できるだけ安価に給水できるよう、経費の削減等に努めます。					

(6) 有形固定資産減価償却率(%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
向日市実績 ()は類似団体平均	48.15	47.20	47.42	48.64	48.88	50.01
	(46.94)	(47.62)	(48.55)	(49.20)	(50.01)	
指標の説明	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しており、数値が低い方がよいとされています。					
算定式	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100 \quad (\text{目安なし})$					
コメント	類似団体とほぼ同じ水準で推移しています。今後も引き続き、減価償却累計額について留意していきます。					

(7) 管路経年化率(%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
向日市実績 ()は類似団体平均	13.36	12.91	15.57	18.02	19.21	20.52
	(14.48)	(16.27)	(17.11)	(18.33)	(20.27)	
指標の説明	法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示しています。					
算定式	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100 \quad (\text{目安：なし})$					
コメント	法定耐用年数を経過した管路が増えていますが、維持管理に努めることにより、有効に活用していきます。					

(8) 管路更新率(%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
向日市実績 ()は類似団体平均	1.50	1.13	0.95	0.69	0.58	0.30
	(0.75)	(0.63)	(0.63)	(0.60)	(0.56)	
指標の説明	当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握することができます。					
算定式	$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100 \quad (\text{目安：なし})$					
コメント	類似団体を上回るペースで更新していますが、令和4年度については、次年度に繰り越した工事が発生したため、低い更新率となりました。なお、この繰り越した工事延長は、令和5年度の更新率に反映されます。今後、更なる更新率の向上に取り組みます。					

(9) 基幹管路耐震適合率(%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
向日市実績	24.0	25.4	27.0	27.0	28.3	28.3
指標の説明	耐震適合性のある基幹管路の割合を表します。					
算定式	$\frac{\text{耐震適合性のある基幹管路の延長}}{\text{基幹管路の総延長}} \times 100 \quad (\text{目安：なし})$					
コメント	類似団体の統計資料がないため比較することができませんが、令和3年度の京都府内の平均値40.5%、全国の平均値41.2%をいずれも大きく下回っており、大地震にも対応できるよう、計画的に更新していく必要があります。今後、更なる耐震適合率の向上に取り組みます。					

※類似団体平均は、総務省による分類

(給水形態：末端給水事業、現在給水人口規模：5万人以上10万人未満、有収水量密度別区分：全国平均以上)

第3章 経営の基本方針

本市では、「ふるさと向日市創生計画」を市の最上位計画として、魅力的なまちづくりを進めています。また、その施策の柱として、「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」を掲げ、「水道水の安定供給」と「水道事業の安定経営」に努めています。

本経営戦略（水道ビジョン）についても、「ふるさと向日市創生計画」に基づき、「水道水の安定供給」と「水道事業の安定経営」を目指すべき基本理念（理想像）とします。

この基本理念（理想像）を踏まえ、前章の経営指標分析において課題となった「基幹管路耐震適合率」の向上をはじめ、水道ビジョンの重要な観点である「持続」・「安全」・「強靱」の実現を目指すため、以下の3つの基本方針を策定します。

基本理念
(理想像)

水道水の安定供給
水道事業の安定経営

基本方針1 水道施設の強化（強靱）

基幹管路耐震適合率の向上など、水道施設を強化します。

基本方針2 財源の確保と更なる経営改善（持続）

将来世代への負担が過大にならないよう、健全な財政運営に努めます。

基本方針3 安全で良質な水の安定供給（安全）

水質基準の確保など、安全で安心できる水を安定して供給します。

第4章 経営戦略における取組

前章の3つの基本方針に基づき、次の各取組を実施していきます。

基本方針1 水道施設の強化（強靱）

災害時や緊急時でも安心・安全な水を安定して供給するため、水道施設を強化します。

水道施設の強化にあたっては、万一、被災した場合でも一定量の給水が可能となるよう基幹管路の耐震適合率の向上を優先的に進めます。本市の基幹管路の耐震適合率は、進捗が遅れていることから、各年度における目標値を設定することで、着実に前進できるよう取り組みます。

また、基幹管路以外のその他の管路についても、耐用年数や優先度を考慮しながら、更新を行います。

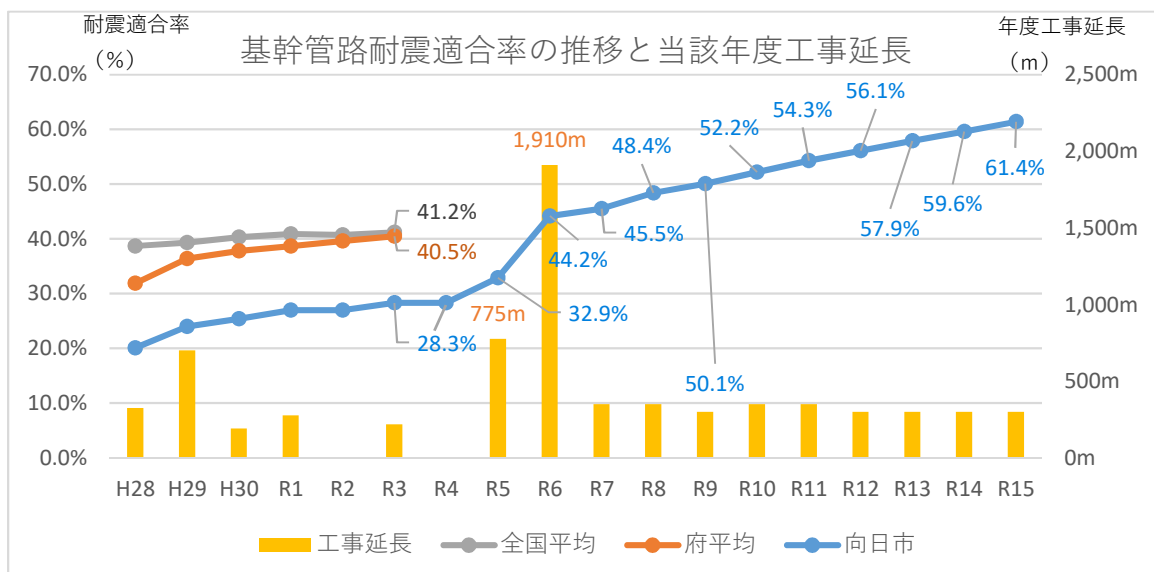
○基幹管路の状況（令和3年度末）

管種別	総延長	耐震適合延長※	率
向日市	16.9km	4.8km	28.3%
京都府	1,483km	601km	40.5%
全国	114,460km	47,208km	41.2%

※耐震適合延長とは、水道管路の総延長のうち、K形継ぎ手等を有するダグタイル铸铁管など、地盤条件と照らし合わせた結果、耐震性能を満たすと整理された管路の延長です。

① 基幹管路耐震適合率の向上

令和6年度以降の各年度の耐震適合率を下記のとおり設定することで、令和9年度には50.0%（前経営戦略の目標値）を達成し、令和15年度には60%以上を目標に取り組みます。



令和4年度時点の耐震適合率は28.3%であり、府内平均値よりも低い水準となっています。これは工事完了済みの管路でも通水していないものは適合率に算入されていないためであり、完成済みの管路を令和6年度までに通水することで、耐震適合率は大きく向上するものと見込んでいます。

○年度別の施工状況

実施年度	工事箇所（延長）	通水
R3	森本町上町田地区（369m）	R6
R4	森本町東ノ口地区（204m）	R6
R3・R5	物集女町長野地区ほか（760m）	R5
R5	森本町石田地区ほか（434m）	R6
R5	鶏冠井町上古地区ほか（260m）	R6
R5	上植野町柳ケ町地区ほか（648m）	R6

※耐震適合率は工事が完了し、実際に通水することで反映されます。

② その他の管路の更新について

管路の更新は、法定耐用年数である40年が1つの目安になりますが、本市の法定耐用年数を経過した管は、令和3年度末で32.5km、経年化率は19.2%となっています。

今後、管路の経年化は加速度的に進行し、令和10年度には41%に到達すると見込まれます。この高い増加率は、1つの要因として、昭和50年代後半から市内公共下水道が急速に普及したことに合わせ、下水道管の埋設に支障となる水道管の移設工事を一斉に行ったことによるものです。こうした状況は本市に限らず、全国的な傾向であり、今まさにその更新時期を迎えています。

しかし現在では、都市化の進展や財源問題など、布設した当時とは状況が大きく異なるため、管路の更新にはより多くの時間がかかっており、本市のすべての管路を更新するには、100年を要するとも見込まれています。

このため本市においては、法定耐用年数を経過した場合であっても、使用可能な管については、管種や過去の修繕歴等を考慮し、適切な維持管理に努めることにより長寿命化を図ります。また、管路更新率については、類似団体を上回るペースで更新することを目標として、水道施設の強靱化を進めていきます。

○その他管路の耐震管割合（令和3年度末）

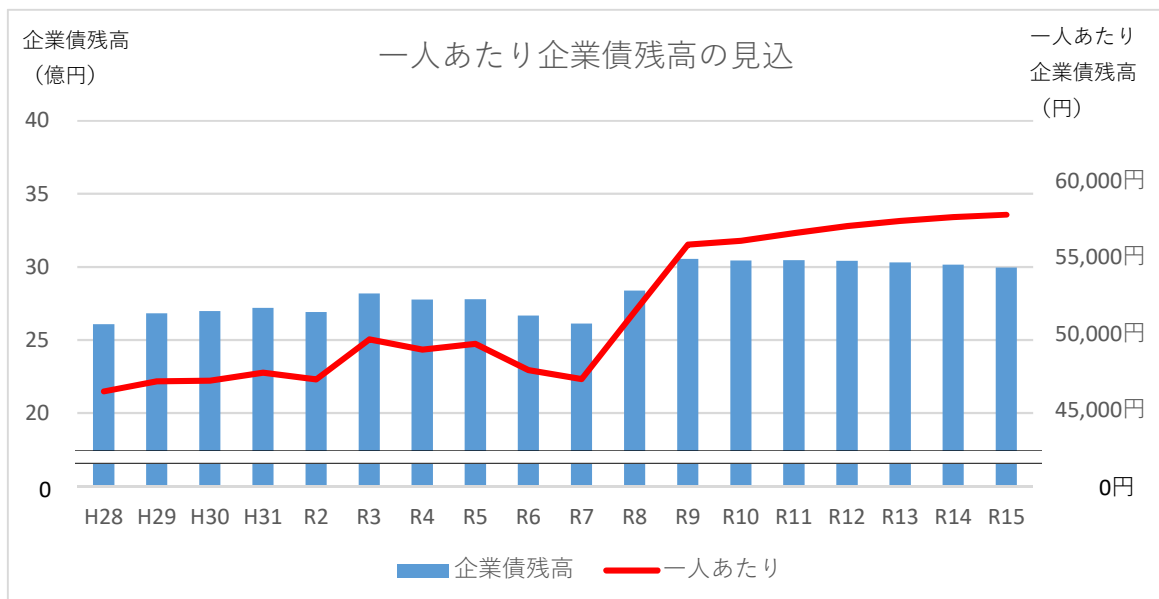
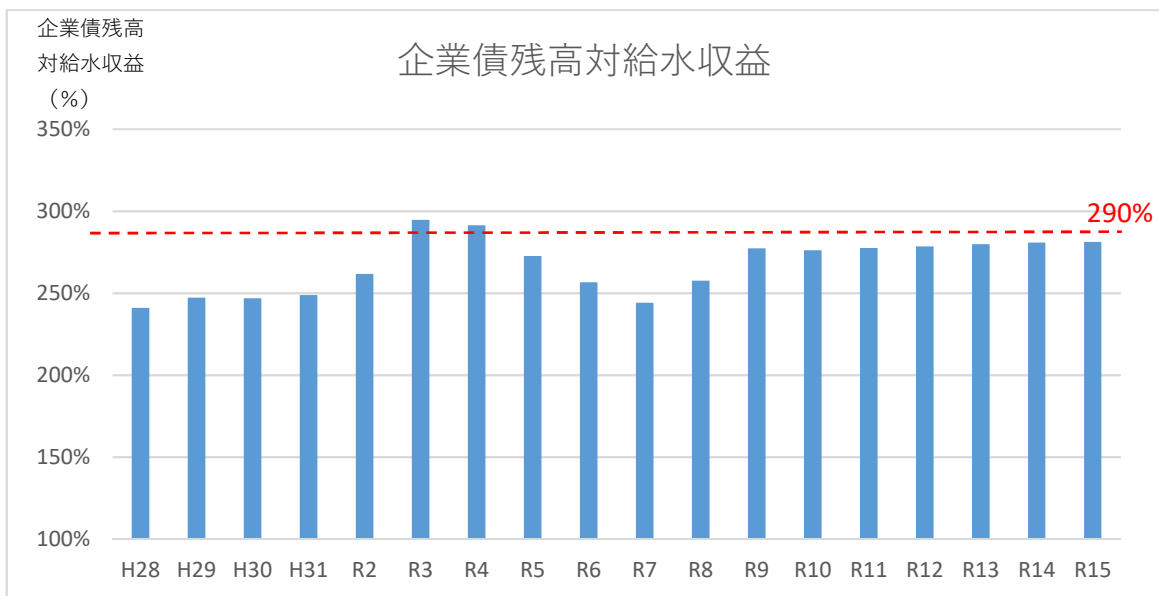
総延長	耐震済	未耐震管
152.5km	24.9km（16.3%）	127.6km

基本方針2 財源の確保と更なる経営改善（持続）

① 企業債発行額の抑制

令和4年度の企業債残高は、総額約28億円、企業債残高対給水収益は291%となっており、今後中長期的には、人口の減少傾向が続くことを考慮すると、将来世代への負担が懸念されます。

このため、水道施設の更新にあたっては、耐用年数を超える場合であっても、使用可能な施設については長寿命化を図るなど、更新費用の削減に取り組むとともに、企業債を発行する場合には、補助金等を充てることにより、必要額の65%から70%程度に企業債の発行額を抑制することにより、令和15年度時点で企業債残高対給水収益は290%以下を目標として取り組んでいきます。

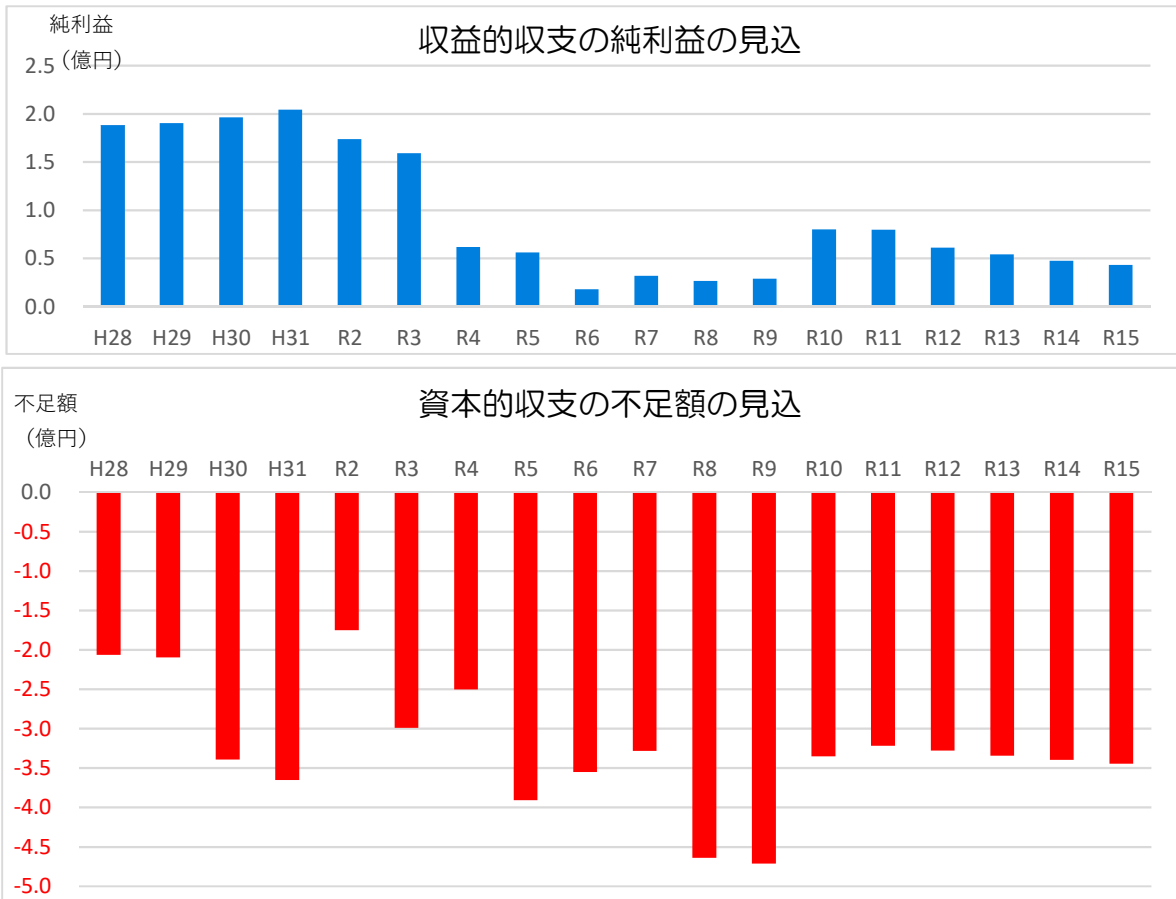


②適正な料金設定

経営戦略では、計画の策定期間中に、営業活動に伴う収益的収支での純利益を計上することが要件となっています。給水収益から生み出される純利益は、減価償却費等の損益勘定留保資金とともに、水道施設の更新にかかる費用や、企業債の元金償還金の支払に伴う資本的収支の不足額を補てんする財源として活用されます。安定した純利益は、適切な更新費用の財源となり水道事業の安定のために必要です。

また、資本的収支については、水道施設の更新需要や企業債の発行抑制等の影響により、多額の不足額が見込まれます。これらの不足額を補てんするため、収益的収支では一定の純利益を安定的に確保する必要があります。

このため、京都府営水道の料金改定期など、本市水道事業の経営に大きな影響を及ぼす時期には、必要に応じて料金改定の検討を行います。



③広域化・広域連携に向けた協議

京都府では、令和5年3月に「京都水道グランドデザイン」、「京都府営水道ビジョン」が策定されたことにより、広域化・広域連携を目指すという方向性が示されました。このため、広域化・広域連携に向けた議論が今後、活発に行われることが予想されます。

しかし、本市においては、これまでから物集女西浄水場に多額の設備投資を行ってきたこと、本市の水需要に対し、府営水道だけでは十分な水量を確保できない等の事情があることから、引き続き、多水源を利用した安定的な水供給を確保していきます。

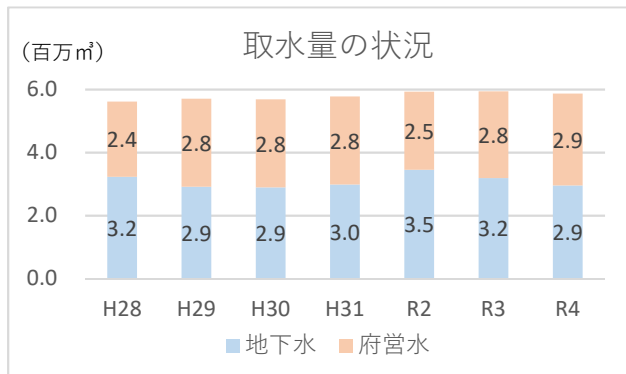
基本方針3 安全で良質な水の安定供給（安全）

① 多水源を利用した水供給体制の維持

本市の水道事業は地下水に加え、乙訓系（桂川）、宇治系（宇治川）、木津系（木津川）の3水系を水源とする京都府営水道からも受水することで、非常に広範な地域から水を確保していると言えます。特に、府営水道の3水系は久御山広域ポンプ場で接続されており、万が一、いずれかの水系が送水できない場合であっても、広域水運用により他の水系から供給を受けることができます。

また、平成13年度には、災害などの緊急時には京都市からの受水が可能となり、多水源を利用した安全・安心な水供給体制がより強化されました。

今後、府営水道の受水エリア（7市3町）においては、広域化・広域連携に向けた議論が活発になりますが、本市では今後においても多水源を利用した水供給を行っていきます。



府営水道を受水する10市町と3水系

② 水質基準の確保

水源から蛇口に至るまでの水道施設全体において、水の安全性を確保し、適正な管理基準に基づいた水質管理を行うことにより、安全で良質な水道水の供給を今後も継続します。

本市においては、水質検査計画を毎年策定し、水道法に定める水質基準を遵守することにより、水の安全性を確保していきます。また、令和2年度から水質管理目標項目に引き上げられたPFOS及びPFOA（有機フッ素化合物）についても検査を行い、その把握に努めます。

さらに、当該年度における水質検査実施計画やその検査結果を市のホームページ等で随時発信し、水道水に対する安全性の確認と理解の促進を図ります。

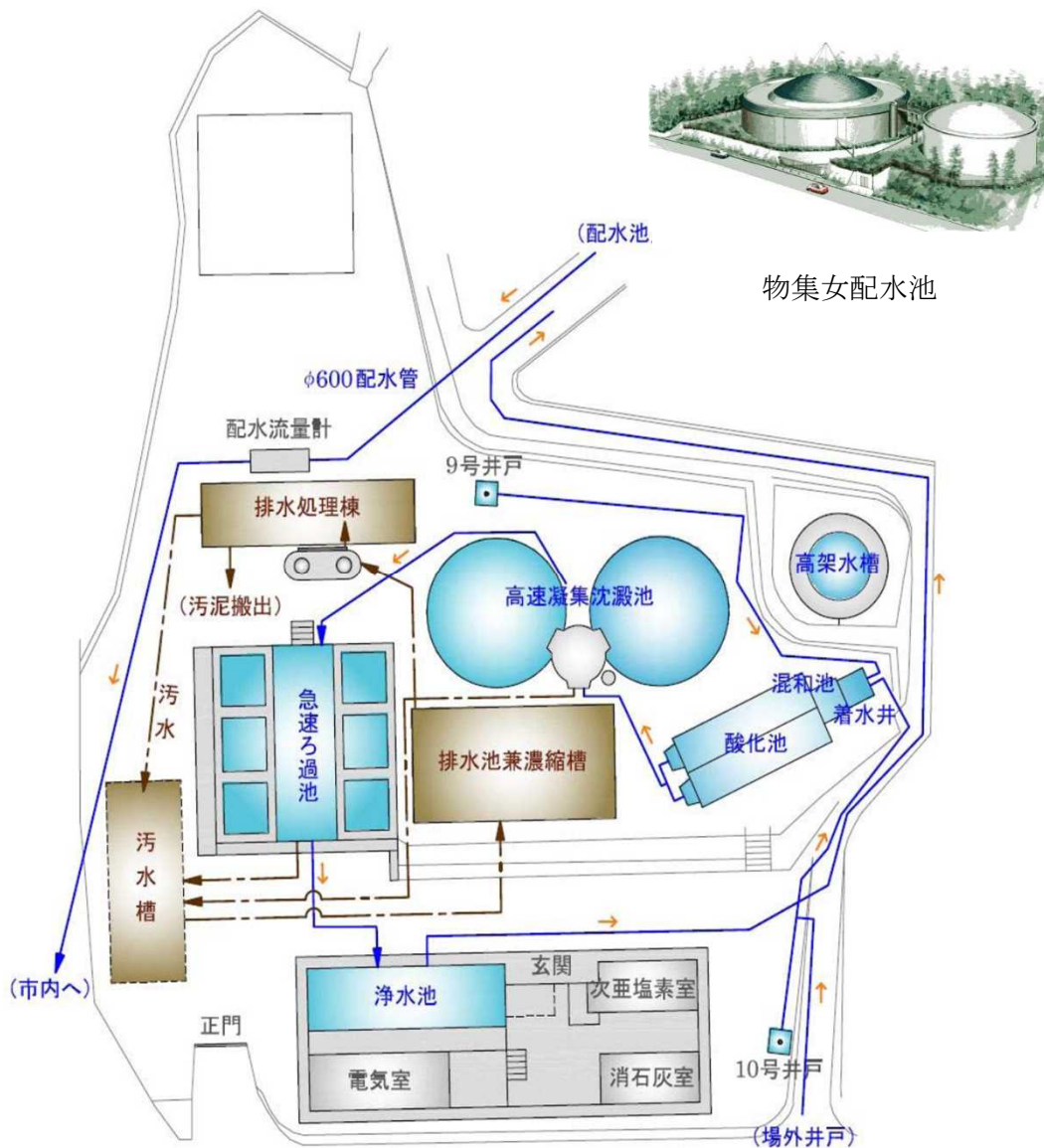
毎日検査	水道法に定める検査項目(残留塩素など)
毎月検査	水道法に定める検査項目(24～39項目)
水質基準項目検査	水道法に定める検査項目(48～60項目)
水質管理目標設定項目検査	水道法に定める検査項目(27項目)
自主定期検査	維持管理上必要な工程検査(22項目)
地下水検査	取水井戸の水質検査(34項目)

※検査地点によって必要な検査項目が異なります。

③ 浄水場施設の維持管理方法の検討

令和5年度から6年度にかけて実施する物集女西浄水場の既存構造物劣化状況の診断結果をもとに、更新計画や維持管理方法等の検討を行います。特に、地下水のくみ上げ時に混入する砂量が増加していることから、場内施設への影響が懸念されます。こうした課題の解決を図るため、令和5年度から取水井戸の揚砂量調査を進めており、現状把握と今後の対策について検討を行っています。

また、本市の浄水過程で重要な作業の1つである残留塩素濃度の管理をはじめ、物集女西浄水場と、既に廃止して20年近く経過した上植野浄水場の中央制御設備とを集約し効率化を図るなど、施設更新を含め本市にとって最適な方策の検討を進めていきます。



物集女西浄水場 施設概要

第5章 投資・財政計画

1 投資・財政計画の考え方について

(1) 投資について

・管路の更新

基幹管路の耐震適合率60%以上（令和15年度）の達成と耐用年数や劣化状況を踏まえたその他管路の布設替えのための費用として、毎年2～3億円程度を見込んでいます。

・浄水場の劣化対策

構造物劣化診断の結果に基づいて、構造物の改築や設備の改良を計画的に行います。

・浄水施設の効率化

将来的に、安全で安定した水の供給ができるよう、残留塩素濃度の管理制御設備をはじめ、浄水場の中央制御設備の集約や効率化を図るため、更新費用として10億円程度を見込んでいます。

(2) 維持管理について

・物価上昇率

今後10年間の物価上昇率を年2%としています。（令和5年3月に策定された京都府営水道ビジョンで採用されている物価上昇率を採用）

・職員給与費

現在のところ、大幅な人員の増減等を見込んでいないため、過年度決算資料から基準値を算出し、物価上昇率による補正を行っています。

・動力費

令和5年度の実績見込額に物価上昇率による補正を行うことで算出しています。

・修繕費

通常必要な修繕費に加え、浄水場にかかる修繕費を年間5,000～6,000万円と見込んでいます。

・受水費

京都府では、府営水道が実施した令和39年までの水需要予測に基づき、給水原価が1.8倍になると見込んでいます。そのため、5年ごとの料金改定期のたびに10%ずつ受水単価が上昇するものとして、これに受水量を乗じたものを府営水の受水費としました。

・減価償却費

令和4年度末時点の償却資産に、今後の投資計画で見込んだ資産分を加算することで算出しています。また、水道施設の更新基準年数については、施設の健全性を保持したうえで、長寿命化及び延命化を図り、更新需要を抑制するという観点から、法定耐用年数の2倍程度と見込んでいます。定期的に劣化調査を行うことで、計画的に更新していきます。

(3) 財源について

・水道料金

「第2次ふるさと向日市創生計画」の推計人口に基づき、令和15年度末時点で人口が約5万1,800人程度まで減少すると見込んでいます。また、1人あたり1日給水量は、新型コロナウイルス感染症の影響を除くと減少傾向が続いています。

今後は、JR向日町駅周辺整備をはじめ、森本東部地区、阪急洛西口駅西地区などのまちづくり計画による新たな水需要も見込まれるため、給水収益は令和10年度をピークとして一時的に増加する見通しです。（現時点のまちづくり計画に基づいて、給水収益を算出していますが、次回の中間見直しでは、計画の進捗状況を反映して再検討していきます。）

・企業債

企業債については、管路の耐震化や、水道施設の更新計画に基づき借り入れます。

将来的に人口減少に伴う給水収益の減少のほか、水道施設の更新などに多額の費用が必要となることから、可能な限りの補助金等を充てながら、企業債発行限度額の70%まで借入れを抑えることにより、企業債残高の抑制を行います。

令和15年度時点での企業債残高対給水収益比率は290%以内を目標としています。

また、建設改良積立金等も活用し、さらなる抑制を図るよう取り組んでいきます。

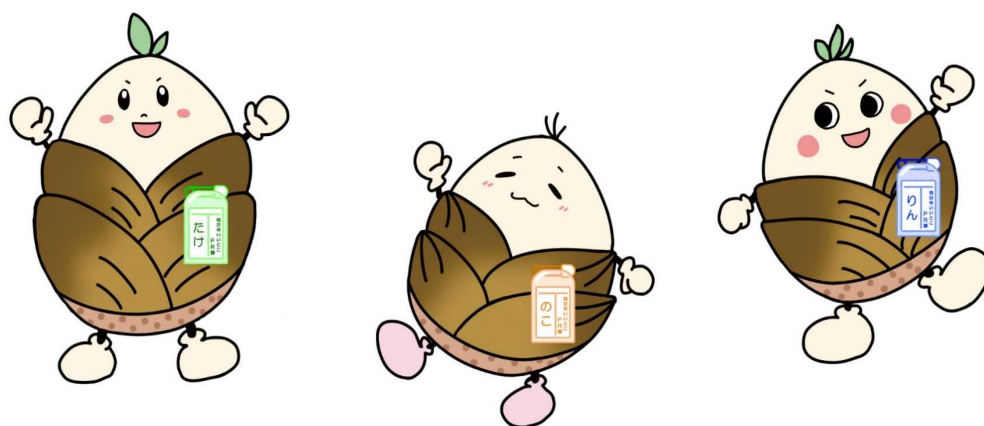
・資金残高

資金残高については、令和4年度決算で15億6,000万円となっていますが、管路の耐震化や水道施設の更新計画、物価上昇の影響等により年々減少し、令和15年度では3億7,000万円程度と見込んでおります。

(4) 今後の見通し

今後、緊急性が高い水道施設の更新等を重点的に行っていくため、収支計画表で見込んでいない多額の費用が毎年発生すると想定しています。水道事業の健全な経営を維持していくため、投資・財政計画を適宜見直しながら、第4章に記載した取組を進めるなど、さらなる経営努力を実施していきます。

また、府営水道の料金改定が予定されていることから、その影響を十分に考慮しながら、収支の均衡を図るため、水道料金の適正化について検討していく必要があります。



向日市いいとこPR隊 『 たけのこりん 』

2 収支計画表

(1) 収益的収支

(単位：千円、%)

区 分		年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		(決算)		(決算)	(決算)										
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,009,791	1,087,749	1,108,065	1,139,053	1,170,080	1,170,942	1,171,514	1,166,820	1,161,123	1,152,132	1,143,141	1,134,150		
	(1) 料 金 収 入	952,443	1,018,841	1,038,478	1,069,466	1,100,493	1,101,355	1,101,927	1,097,233	1,091,536	1,082,545	1,073,554	1,064,563		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	22,915	35,474	29,988	29,988	29,988	29,988	29,988	29,988	29,988	29,988	29,988	29,988		
	(3) そ の 他	34,433	33,434	39,599	39,599	39,599	39,599	39,599	39,599	39,599	39,599	39,599	39,599		
	2. 営 業 外 収 益	202,873	136,335	136,953	137,507	138,659	137,424	138,135	139,617	141,144	142,519	144,097	145,589		
	(1)	11,249	11,045	11,045	11,045	11,045	11,045	11,045	11,045	11,045	11,045	11,045	11,045		
	受 取 利 息	348	347	347	347	347	347	347	347	347	347	347	347		
	雑 収 益、引 当 金 戻 入 益	10,901	⑤ 10,698	10,698	10,698	10,698	10,698	10,698	10,698	10,698	10,698	10,698	10,698		
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	126,414	⑥ 125,291	125,908	126,463	127,615	126,379	127,091	128,573	130,099	131,475	133,053	134,544		
	(3) そ の 他	65,210	△ 1	0	△ 1	△ 1	0	△ 1	△ 1	0	△ 1	△ 1	0		
	収 入 計 (C)	1,212,664	1,224,084	1,245,018	1,276,560	1,308,739	1,308,366	1,309,649	1,306,437	1,302,267	1,294,651	1,287,238	1,279,739		
	支 出	1. 営 業 費 用	1,120,898	1,140,513	1,202,606	1,214,775	1,236,828	1,237,108	1,186,047	1,181,961	1,194,883	1,192,782	1,190,428	1,185,632	
		(1) 職 員 給 与 費	46,251	47,170	48,108	49,064	50,040	51,035	52,051	53,087	54,143	55,220	56,319	57,440	
基 本 給		42,966	43,825	44,701	45,595	46,507	47,437	48,386	49,354	50,341	51,348	52,375	53,422		
退 職 給 付 費		3,010	3,070	3,132	3,194	3,258	3,323	3,390	3,458	3,527	3,597	3,669	3,743		
そ の 他		275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275		
(2) 経 費		760,514	770,781	826,754	844,680	854,438	852,631	800,585	795,567	802,832	796,453	789,988	783,404		
動 力 費		68,840	70,217	71,621	73,054	74,515	76,005	77,525	79,076	80,657	82,270	83,916	85,594		
修 繕 費		79,129	73,000	124,060	176,541	230,072	284,673	290,367	296,174	302,098	300,955	296,421	291,735		
受 水 費		337,082	334,904	342,084	383,002	390,629	390,069	389,520	387,500	416,804	413,228	409,651	406,075		
そ の 他		275,463	⑦の一部 292,660	288,989	212,083	159,222	101,884	43,173	32,817	3,273	0	0	0		
(3) 減 価 償 却 費		314,133	④ 322,562	327,744	321,031	332,350	333,442	333,411	333,307	337,908	341,109	344,121	344,788		
2. 営 業 外 費 用		28,101	27,365	24,347	29,871	45,258	42,348	43,526	44,923	46,405	47,885	49,381	50,901		
(1) 支 払 利 息		28,065	27,365	24,347	29,871	45,258	42,348	43,526	44,923	46,405	47,885	49,381	50,901		
(2) そ の 他	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
支 出 計 (D)	1,148,999	1,167,878	1,226,953	1,244,646	1,282,086	1,279,456	1,229,573	1,226,884	1,241,288	1,240,667	1,239,809	1,236,533			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	63,665	56,206	18,065	31,914	26,653	28,910	80,076	79,553	60,979	53,984	47,429	43,206			
特 別 利 益 (F)	543	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特 別 損 失 (G)	2,481	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096	2,096			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 1,938	△ 2,096	△ 2,096	△ 2,096	△ 2,096	△ 2,096	△ 2,096	△ 2,096	△ 2,096	△ 2,096	△ 2,096	△ 2,096			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	61,727	② 54,110	15,969	29,818	24,557	26,814	77,980	77,457	58,883	51,888	45,333	41,110			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	61,726	115,836	131,804	161,623	186,179	212,993	290,974	368,431	427,314	479,203	524,536	565,646			
流 動 資 産 (J)	1,721,491	1,603,096	1,474,256	1,379,061	1,153,370	921,228	875,892	840,586	783,176	713,958	634,315	544,551			
う ち 未 収 金	146,187	156,378	159,392	164,148	168,910	169,043	169,131	168,410	167,536	166,156	164,776	163,396			
流 動 負 債 (K)	538,665	537,003	539,332	550,708	557,692	531,110	517,653	523,979	530,265	535,656	540,719	544,935			
う ち 建 設 改 良 費 分	224,083	235,063	199,240	210,616	217,600	191,018	177,561	183,887	190,173	195,564	200,627	204,843			
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
う ち 未 払 金	266,993	243,806	195,117	195,117	195,117	195,117	195,117	195,117	195,117	195,117	195,117	195,117			
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)	-														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	986,876	1,052,275	1,078,077	1,109,065	1,140,092	1,140,954	1,141,526	1,136,832	1,131,135	1,122,144	1,113,153	1,104,162			
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)	-														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	986,876	1,052,275	1,078,077	1,109,065	1,140,092	1,140,954	1,141,526	1,136,832	1,131,135	1,122,144	1,113,153	1,104,162			
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)															

(2) 資本的収支

(単位：千円)

区 分		年 度											
		令和4年度 (決算)	令和5年度 〔決 見 算 込〕	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資本的 収 入	1. 企 業 債	172,500	226,500	123,800	144,800	435,300	435,300	179,800	179,800	179,800	179,800	179,800	179,800
	うち 資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金												
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
	8. 工 事 負 担 金	22,175	32,601	32,601	32,601	32,601	32,601	32,601	32,601	32,601	32,601	32,601	32,601
	9. 新 規 給 水 加 入 金	26,894	30,532	30,532	30,532	30,532	30,532	30,532	30,532	30,532	30,532	30,532	30,532
	計 (A)	221,569	289,633	186,933	207,933	498,433	498,433	242,933	242,933	242,933	242,933	242,933	242,933
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	計 (A)-(B) (C)	221,569	289,633	186,933	207,933	498,433	498,433	242,933	242,933	242,933	242,933	242,933	242,933
資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	256,300	456,426	307,000	337,000	752,000	752,000	387,000	387,000	387,000	387,000	387,000	
	うち 職員給与費												
	2. 企 業 債 償 還 金	215,692	224,083	235,063	199,240	210,616	217,600	191,018	177,561	183,887	190,173	195,564	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. 国 庫 補 助 金 返 還 金													
計 (D)	471,992	680,509	542,063	536,240	962,616	969,600	578,018	564,561	570,887	577,173	582,564		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	250,423	③ 390,876	355,130	328,307	464,183	471,167	335,085	321,628	327,954	334,240	339,631		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	250,423	390,876	355,130	328,307	464,183	471,167	335,085	321,628	327,954	334,240	339,631	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他												
計 (F)	250,423	390,876	355,130	328,307	464,183	471,167	335,085	321,628	327,954	334,240	339,631		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	2,774,753	2,777,170	2,665,907	2,611,467	2,836,151	3,053,851	3,042,632	3,044,871	3,040,785	3,030,411	3,014,647		

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度										
		令和4年度 (決算)	令和5年度 〔決 見 算 込〕	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収 益 的 収 支 分		3,484	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484
	うち 基準内繰入金	3,438	3,438	3,438	3,438	3,438	3,438	3,438	3,438	3,438	3,438	3,438
	うち 基準外繰入金	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
資 本 的 収 支 分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 基準内繰入金	0										
	うち 基準外繰入金	0										
合 計	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484	

資 金 残 高	① 1,566,802	1,435,215	1,303,360	1,203,409	972,956	740,682	695,258	660,672	604,137	536,298	458,036	369,651
---------	-------------	-----------	-----------	-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

※資金残高 = ①前年度残高 + ②当年度純利益 + ③資本的収支不足額 + ④減価償却費 - ⑤雑収益・引当金戻入益 - ⑥長期前受金戻入 + ⑦その他経費の一部

第6章 進捗管理

基準指標及び目標について

本経営戦略の進捗状況の管理のため、以下の指標について目標を設定し、進捗管理を行います。

基準指標	令和4年度 実績	令和15年度 目標
基幹管路耐震適合率	28.3%	60%以上
企業債残高対給水収益	291%	290%以下

基幹管路耐震適合率については、開発行為に伴う管路は、布設を行ってから通水するまで数値に反映されないため、令和4年度実績は低い数値ですが、現在まで計画どおり進んできていることから、令和15年度の目標については、達成できる見込みであります。

向日市公共下水道事業経営戦略



マンホールカード（市制施行50周年記念デザイン）

第1章 現状と課題

団 体 名 : 向日市

事 業 名 : 向日市公共下水道事業

経営戦略策定日 : 令和6年3月

計 画 期 間 : 令和6年度 ~ 令和15年度

1 事業概要

① 沿革

昭和47年度	「京都府桂川右岸流域下水道」が下水道事業認可を受ける。
昭和49年度	向日市が下水道事業認可を受ける。
昭和53年度	「向日市下水道事業特別会計」設置 「向日市公共下水道条例」制定
昭和54年度	「向日市公共下水道使用料条例」制定 向日市公共下水道（污水）供用開始
昭和63年度	向日市下水道事業の雨水計画の追加
平成9年度	「寺戸川1号幹線」供用開始
平成13年度	「いろは呑龍トンネル1号管渠」供用開始 「寺戸川1号・2号幹線」他供用開始
平成15年度	「石田川1号幹線」供用開始
平成23年度	「いろは呑龍トンネル2号・3号管渠」供用開始 「石田川2号幹線」供用開始
令和2年度	地方公営企業法を適用（全部適用）
令和3年度	「いろは呑龍トンネル南幹線」供用開始
令和4年度	「和井川1号幹線」供用開始

② 業務概要

供用開始年度	昭和54年度
地方公営企業法適用の時期	令和2年4月（全部適用）
処理区域内人口密度	8,710人/km ²
流域下水道等への接続の有無	有（京都府桂川右岸流域下水道）

③ 使用料（1カ月あたり）

（令和5年3月31日現在）

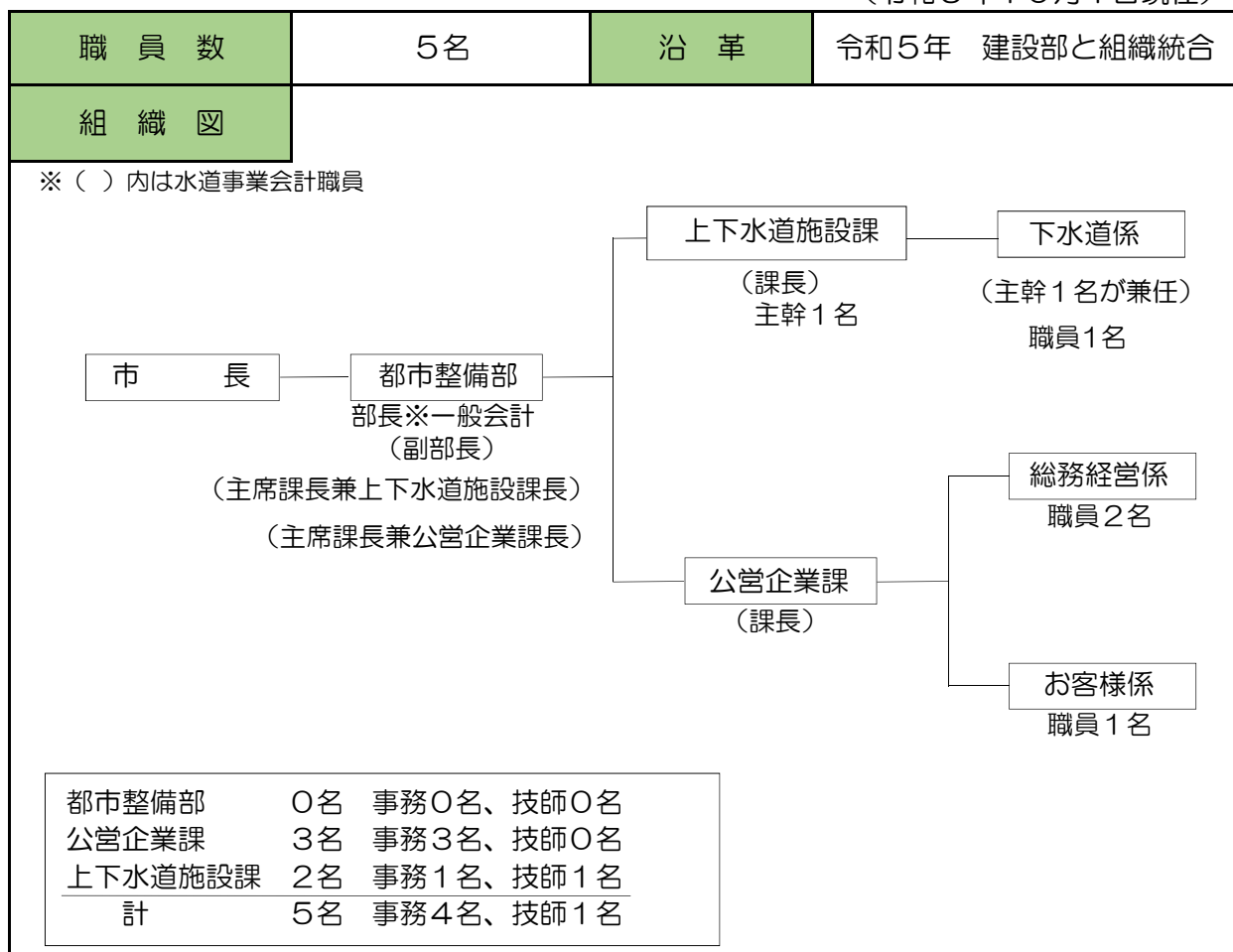
	汚水量区分	金額（税抜）
基本料金	0m ³ ~ 10m ³	960円
超過料金 （1m ³ につき）	11m ³ ~ 20m ³	110円
	21m ³ ~ 30m ³	120円
	31m ³ ~ 100m ³	140円
	101m ³ ~ 500m ³	160円
	501m ³ ~ 1,000m ³	180円
	1,001m ³ ~ 5,000m ³	220円
	5,001m ³ ~	300円
浴場用	0m ³ ~	30円

条例上の1期分の使用料（税込） （20m ³ の場合）	平成21年12月以降	2,016円	※5%
	平成26年6月以降	2,073円	※8%
	令和元年12月以降	2,112円	※10%

※消費税率

④ 組織

（令和5年10月1日現在）



2 整備状況

① 下水道の目的

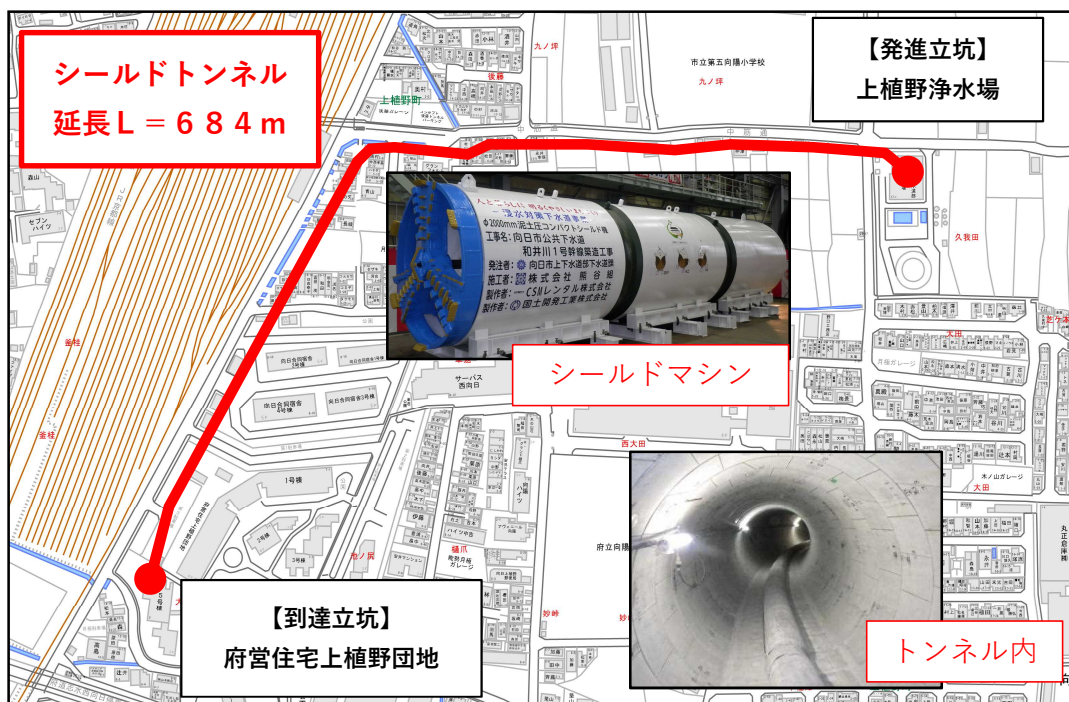
下水道とは、汚水又は雨水を排除するために設けられる施設であり、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。

② 公共下水道事業

本市では、昭和49年度に下水道事業認可を受け、昭和54年度から供用を開始しました。当初から「分流式下水道」を採用しており、昭和49年度に汚水事業から着手し、現在では、整備率100%となっています。

また、雨水事業についても、昭和63年度に計画を追加し、浸水対策のために整備を進めています。現在、降雨が局地化・激甚化していることから、今後引き続き、浸水対策に取り組んでいきます。

和井川1号幹線（令和4年4月供用開始）



③ 流域下水道事業

本市及び京都市、長岡京市、大山崎町は、「京都府桂川右岸流域下水道」により処理することで、それぞれの市町が施設を維持管理するよりも効率的な事業運営を行っています。

また、雨水事業は、いろは呑龍トンネル南幹線がほぼ完成し、現在、処理場内の調整池の整備が行われています。

3 下水道使用料の見込

① 人口推移と将来推計

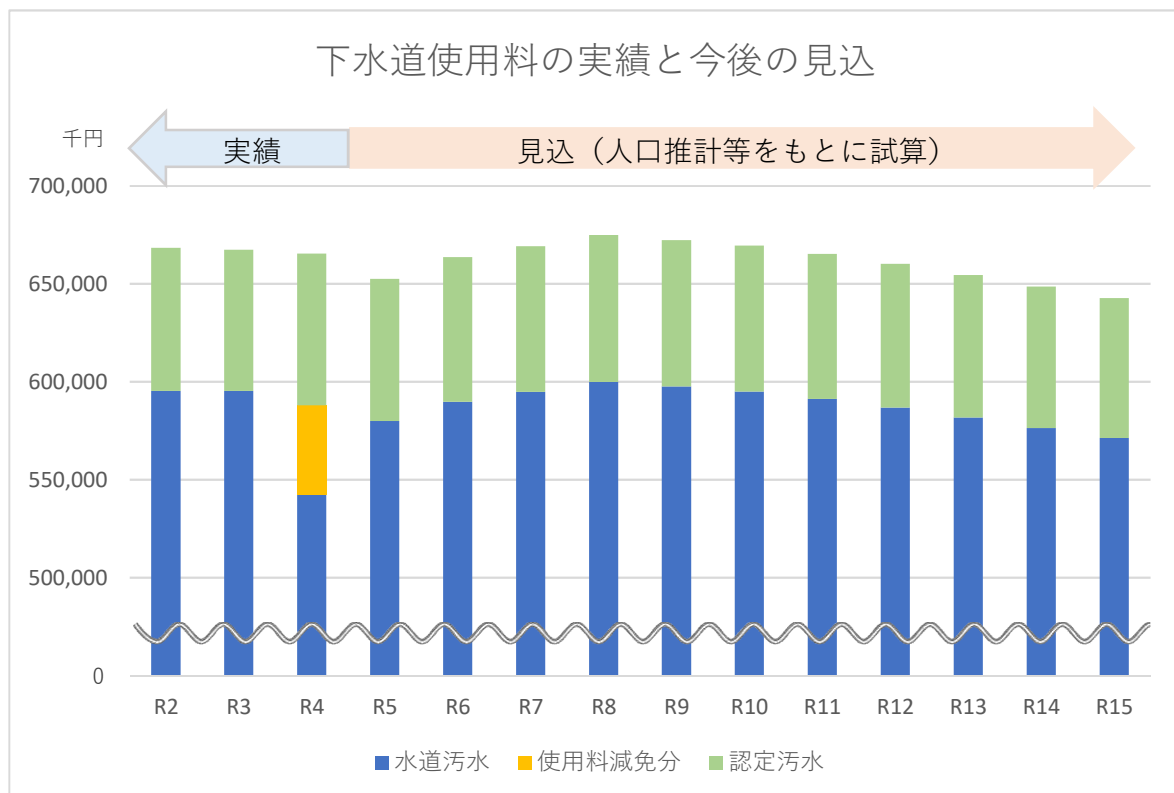
我が国の人口減少が深刻な社会問題として顕著となるなか、本市においては、新市街地の開発等、積極的な土地の有効活用により、令和の時代に入っても、なお人口の増加が見られました。しかし、短期的な増加要因を除けば、人口減少の波はすでに本市にも訪れていると考えられ、令和4年度には前年度の人口を下回ることとなりました。

※人口推移のグラフについては、7ページを参照

今後、JR向日町駅周辺整備をはじめ、森本東部地区、阪急洛西口駅西地区などのまちづくり計画が実施されていくことから、一時的な人口の増加は期待されるものの、中長期的には減少傾向が続くと予測されます。

② 下水道使用料の動向

前述のまちづくり計画で予定されている開発に伴い、下水道使用料は令和8年度までは増加すると見込んでいます。しかし、その後は人口減少等の影響によって、使用料も減少していくことが予想されます。



認定汚水量とは

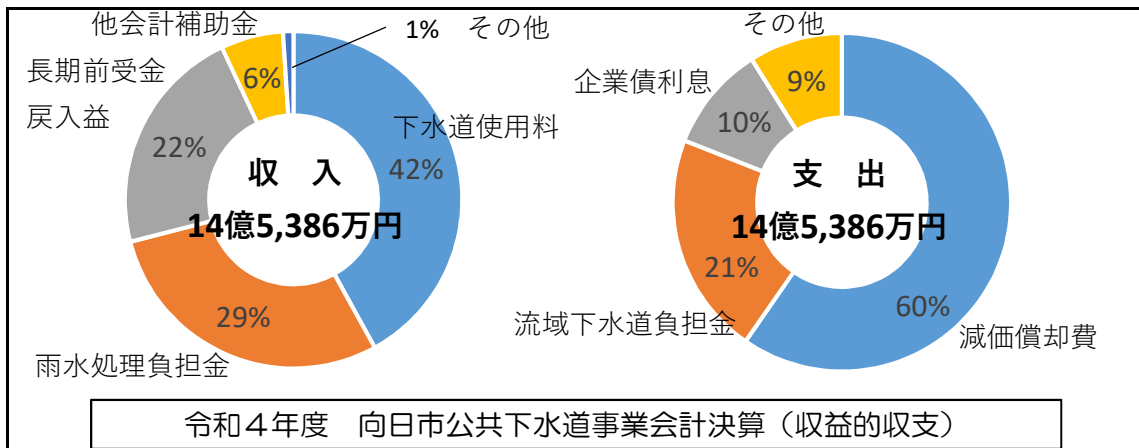
下水道使用料の算定根拠となる排出汚水量については、通常、水道の使用水量により認定していますが、実際に公共下水道へ排出する汚水量が著しく異なる場合、申告に基づき認定した汚水量としています。

4 財政状況

① 収益的収支(営業活動)

『収益的収支』は、下水道使用料等の収入から、営業活動に要する費用を差し引いて収支を計算し、営業活動による成果を表すものです。

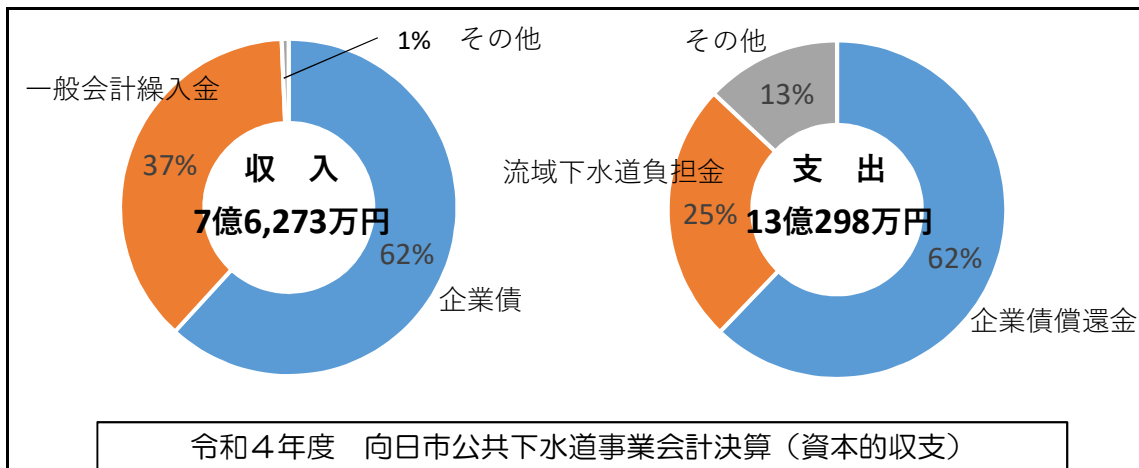
令和4年度の決算は、収益的収入 14億5,386万円に対して、収益的支出も同額であり、収支は均衡しています。しかし、これは他会計補助金 8,651万円のうち、市の一般会計から6,123万円を基準外で繰り入れたことにより、不足額を補ったことによるものです。



② 資本的収支(投資活動)

『資本的収支』は、汚水処理・雨水対策に必要な下水道施設の建設改良費や企業債の償還金を支出とし、それらの支出の財源となる企業債による借入や、国からの補助金等を収入とする投資活動による収支を表します。通常は支出が収入を上回り、不足する財源は、減価償却費等の損益勘定留保資金で補てんされます。

令和4年度の決算は、資本的収入 7億6,273万円に対して、資本的支出は、13億298万円であり、不足額 5億4,025万円は、当年度及び過年度損益勘定留保資金等で補てんしました。

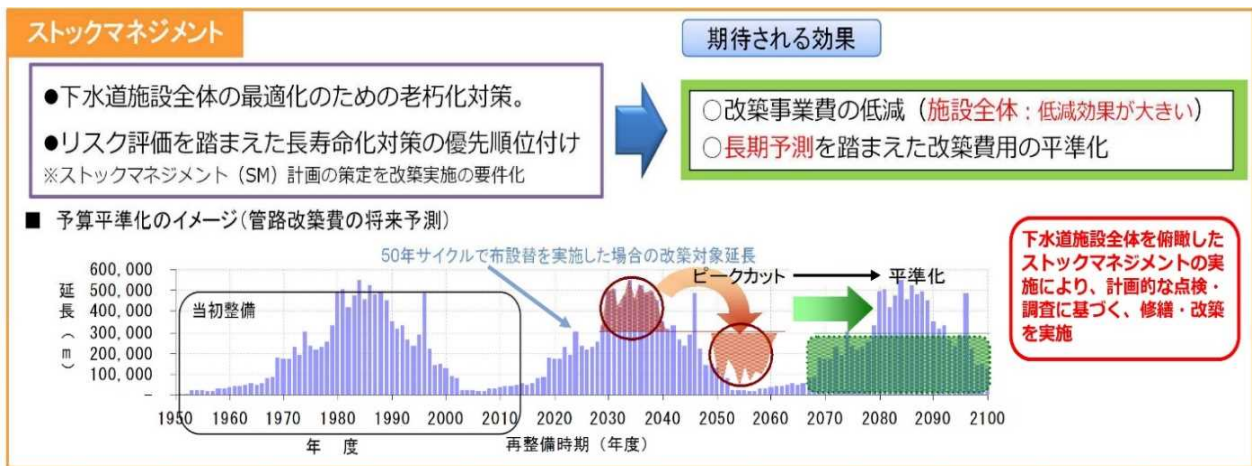


5 課題

① スtockマネジメント

限られた財源のもと、広範な下水道施設を適正に管理するため、中長期的な視点で今後の老朽化を全体的に捉え、優先順位をつけながら施設の改築や維持管理を計画的・効率的に進める手法をストックマネジメントといい、その必要性が高まっています。

本市においては、これまで施設の延長・管径等を記載した暫定版で運用していましたが、施設ごとの劣化状況等に対応していないことから、令和5年度に新たに計画を策定しました。今後、ストックマネジメントに基づき、計画的に老朽化対策や施設更新を進めます。



出典：ストックマネジメントについて（国土交通省）

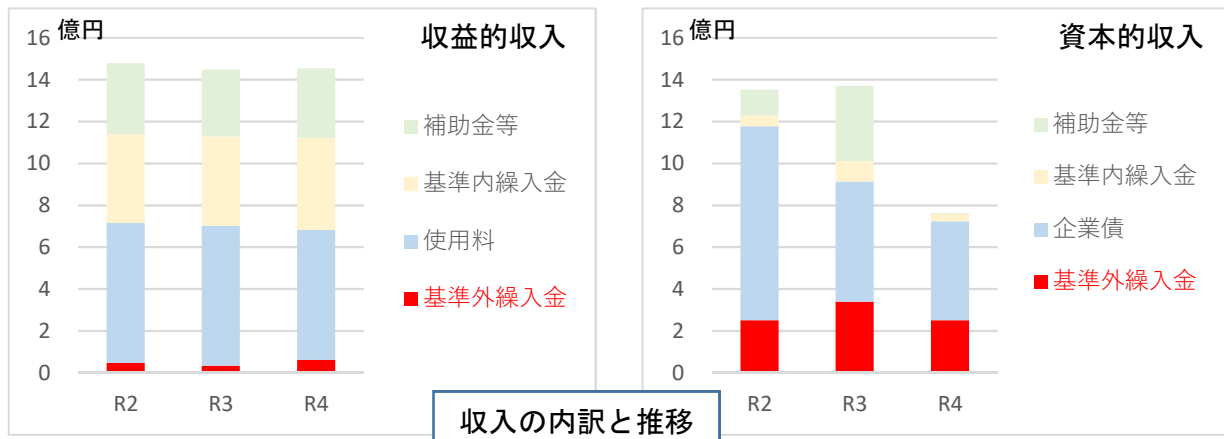
② 一般会計への依存

原則として、汚水事業は下水道使用料による収入で賄い、雨水事業は一般会計からの繰入れにより、運営するとされています。（雨水公費・汚水私費の原則）

また、汚水事業の中でも使用料で賄うべきでないと言われる経費については、総務省の示す基準により、市の一般会計から繰り入れています。（基準内繰入金）

しかし、本市では本来、使用料で回収しなければいけない経費についても、一般会計から繰入れており、令和4年度には約3億1,000万円の基準外繰入れを行いました。

こうした一般会計への財源依存は、多くの公共下水道事業にみられ、全国的な課題と言えます。



第2章 経営指標分析

経営指標とは、経営及び施設の状況を表す指標であり、経年比較や類似団体との比較を行うことにより、経営の現状及び課題を的確に把握することができます。本経営戦略では、経営指標を分析することで、本市の現状や今後取り組むべき課題を明確にします。

(1) 経常収支比率 (%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
向日市実績 ()は類似団体平均	99.00 (107.87)	100.06 (109.78)	100.13
指標の説明	下水道使用料収入や一般会計からの繰入金などの経常的な収入で経常的な費用をどの程度賄えているかを表します。(企業債償還元金を含まない)		
算定式	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100 \quad (\text{目安: } 100\% \text{以上})$		
コメント	100%前後の数値で推移しており、経常的な収入で経常的な費用をほぼ賄えています。しかし、経常的な収入には、一般会計からの繰入金も含まれており、これにより収支の均衡が保たれています。		

(2) 流動比率 (%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
向日市実績 ()は類似団体平均	22.07 (37.20)	68.42 (47.13)	60.87
指標の説明	1年以内に支払うべき債務(流動負債)に対して、支払うことができる現金等(流動資産)がどれだけあるかを示す指標です。短期的な債務に対する支払能力を表す指標であり、100%以上であることが必要です。		
算定式	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 \quad (\text{目安: } 100\% \text{以上})$		
コメント	類似団体平均を上回っていますが、100%を下回っており、依然として現金等の資産が少ない状況です。		

(3) 企業債残高対事業規模比率 (%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度 [※]
向日市実績 ()は類似団体平均	664.32 (843.72)	595.30 (788.62)	559.26
指標の説明	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表します。		
算定式	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100 \quad (\text{目安: なし})$		
コメント	污水整備事業がほぼ完了したことにより企業債の新規借入が少なく、また企業債の償還が進んだことで費用が抑えられ、改善傾向にあります。しかし、今後管渠の本格的な更新時期を迎えた際には多額の費用が生じるため、管渠の長寿命化を行うなど、費用の平準化を図る必要があります。		

※令和4年度の減免分を加えると、521.35になります。

(4) 経費回収率 (%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度 ※
向日市実績 ()は類似団体平均	90.91	94.64	89.84
	(94.81)	(99.88)	
指標の説明	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表しており、使用料水準を評価することができます。		
算定式	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100 \quad (\text{目安：100\%以上})$		
コメント	企業債の償還が進み、汚水処理費が減少傾向にあることなどから、改善しています。しかし、依然として目安である100%、類似団体平均をともに下回っており、改善する必要があります。		

※令和4年度の減免分を加えると、96.45になります。

(5) 汚水処理原価 (円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度 ※
向日市実績 ()は類似団体平均	130.24	125.19	125.22
	(129.90)	(126.94)	
指標の説明	有収水量1m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表しています。		
算定式	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}} \quad (\text{目安：なし})$		
コメント	企業債の償還が進み、汚水処理費が減少傾向にあることなどから、改善しています。		

※令和4年度の減免分を加えると、123.57になります。

(6) 水洗化率 (%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
向日市実績 ()は類似団体平均	99.15	99.10	99.17
	(95.96)	(95.73)	
指標の説明	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置している人口の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。		
算定式	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100 \quad (\text{目安：なし})$		
コメント	早期から汚水整備を進めたことで、すでに100%に近い水洗化率を達成しています。		

(7) 有形固定資産減価償却率 (%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
向日市実績 ()は類似団体平均	46.05 (20.23)	47.79 (22.34)	47.75
指標の説明	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しており、数値が低い方が望ましいと考えられます。		
算定式	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$ (目安：なし)		
コメント	資産全体の約半分が減価償却されており、類似団体平均と比べ、老朽化が進んでいます。今後の管渠の更新時期を見据えた検討を行う必要があります。		

(8) 管渠老朽化率 (%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
向日市実績 ()は類似団体平均	0.00 (1.63)	0.00 (1.94)	0.00
指標の説明	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示しています。		
算定式	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$ (目安：なし)		
コメント	現時点では耐用年数50年に達している管渠はありませんが、今後の管渠の更新時期を見据えた検討を行う必要があります。		

(9) 管渠改善率 (%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
向日市実績 ()は類似団体平均	0.00 (0.12)	0.00 (0.35)	0.00
指標の説明	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。		
算定式	$\frac{\text{改善(更新・改良・維持)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$ (目安：なし)		
コメント	現時点では耐用年数50年に達している管渠はありませんが、今後の管渠の更新時期を見据えた検討を行う必要があります。		

※類似団体平均は、総務省による分類

(給水形態：末端給水事業、現在給水人口規模：5万人以上10万人未満、有収水量密度別区分：全国平均以上)

第3章 経営の基本方針

本市では、「ふるさと向日市創生計画」を市の最上位計画として、魅力的なまちづくりを進めています。また、その施策の柱として、「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」を掲げ、「防災力の強化」と「下水道事業の安定経営」に努めています。

本経営戦略についても、「ふるさと向日市創生計画」のもと、「防災力の強化」と「下水道事業の安定経営」を基本理念とします。

この基本理念を踏まえ、前章の経営指標分析の中で、今後耐用年数を迎える際にその影響が懸念される「管渠老朽化率」及び「管渠改善率」を適切に管理し、下水道施設の長寿命化を図れるよう、汚水及び雨水施設の維持管理を今後の基本方針1（汚水）・基本方針2（雨水）とします。

これに加え、経営の安定を示す「経常収支比率」及び「流動比率」、「経費回収率」は、今後の経営における重要な指標として、管理・向上させる必要があるため、今後の基本方針3とします。

基本理念

防災力の強化 下水道事業の安定経営

基本方針1 汚水施設の維持管理

予防保全型の維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。

基本方針2 雨水施設の維持管理

局地化・激甚化する降雨災害など、引き続き浸水対策に取り組みます。

基本方針3 下水道事業の経営の安定化

適正な使用料の検討と経営の健全化を目指します。

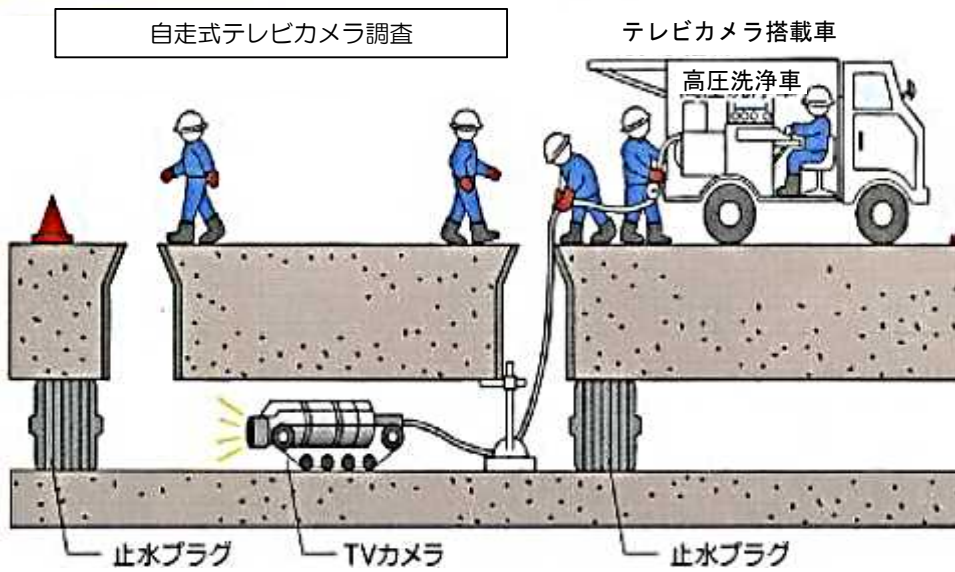
第4章 経営戦略における取組

前章の3つの基本方針に基づき、次の各取組を実施していきます。

基本方針1 汚水施設の維持管理

① 予防保全型の維持管理と施設の長寿命化

施設の「長寿命化対策」として、自走式テレビカメラ調査や管口テレビカメラ調査により、管渠内の破損などを早期に発見し、随時、修繕を行うなど、予防保全型の維持管理を引き続き実施します。



TVカメラ



管内部

管口テレビカメラ調査



② **ストックマネジメント計画に基づいた施設の更新**

本市は、公共下水道事業として認可を受けた昭和49年から、わずか20年という全国でも稀に見るスピードで、市域全域に下水道が普及しました。現在、管渠の耐用年数である50年には達していませんが、今後の施設更新の時期や必要な費用について、令和5年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、優先順位をつけながら施設の改築や維持管理を計画的に行っていくことで、さらなるコストの削減と施設の長寿命化に努めます。

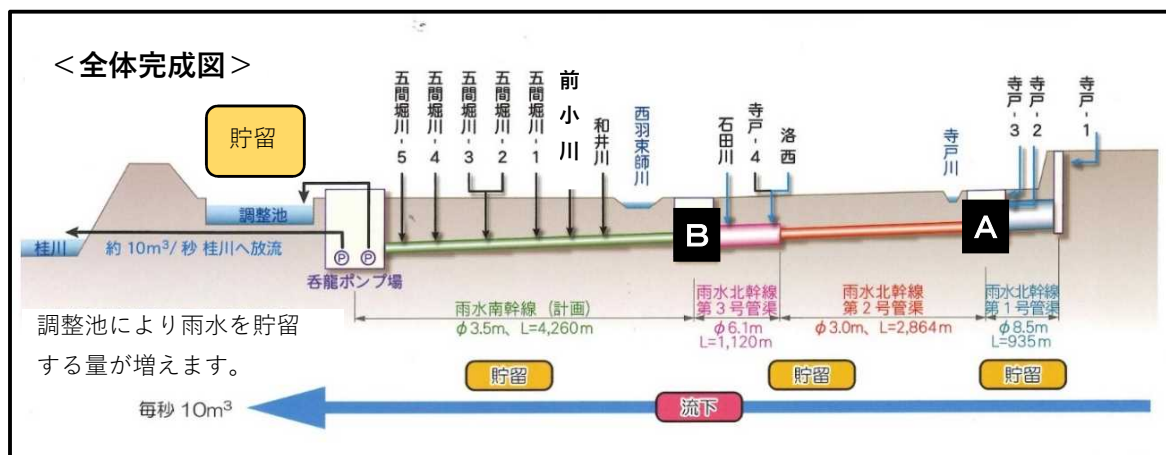
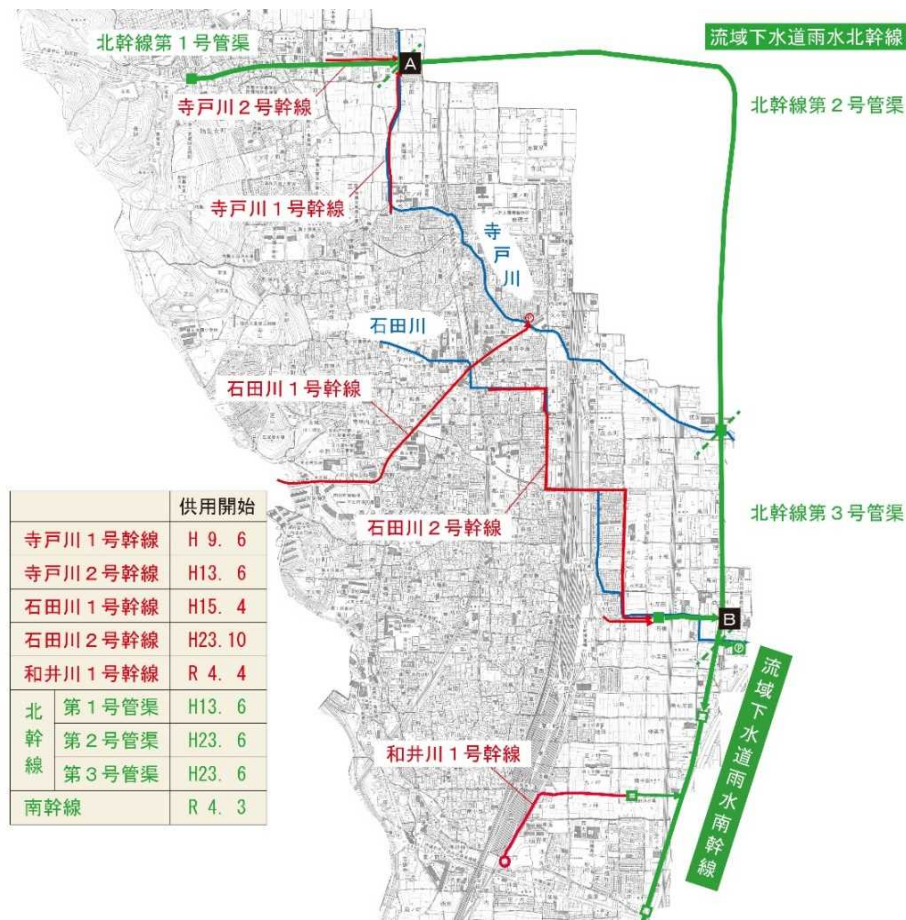


向日市いいとこPR隊 『 たけのこりん 』

基本方針2 雨水施設の維持管理

これまでの雨水対策の経緯

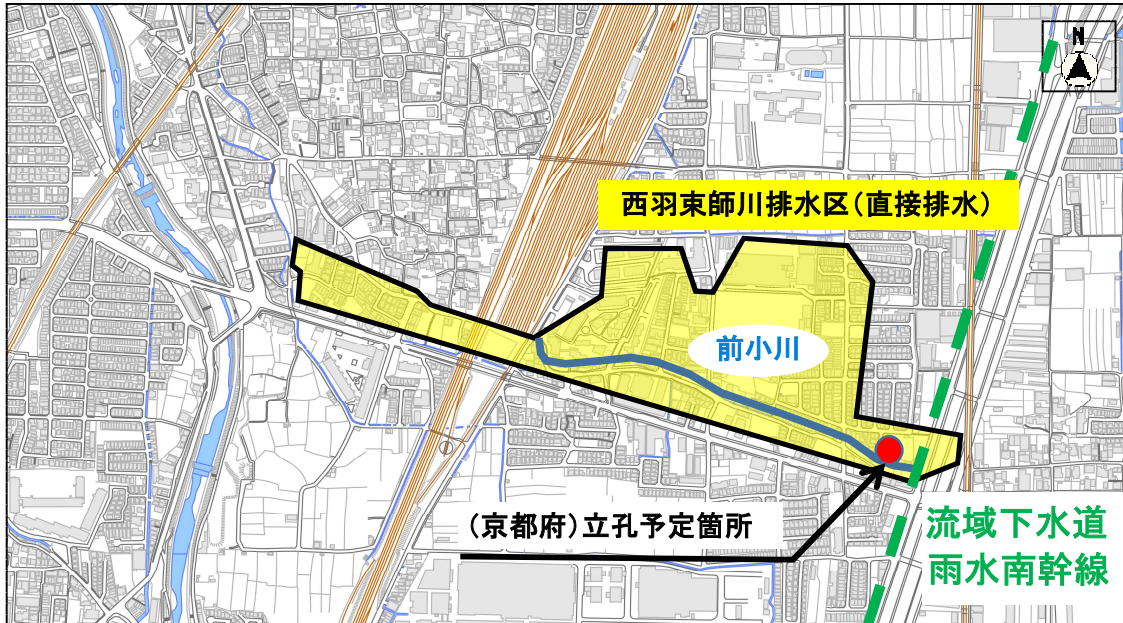
昭和30年から40年代の高度経済成長期の急激な宅地開発による市街地の形成に伴い、地中への浸透量が減り、多くの雨水が寺戸川、石田川及び和井川などに一気に流れ込み、浸水被害が頻繁に発生していました。また、近年では線状降水帯の発生など、集中豪雨による突発的な浸水被害が日本各地で多発しています。こうした災害への抜本的な対策として、下図のような広域的な雨水排水計画を策定し、整備を進めた結果、現在では浸水被害が大幅に軽減されました。



① 更なる浸水対策（前小川1号幹線の整備）

本市の南部地域における浸水対策として、西羽束師川排水区（直接排水）内にある前小川から雨水を取り込むことで、西羽束師川への排水量を抑制します。

西羽束師川排水区（直接排水）位置図



② 市民とともに進める雨水流出抑制

開発行為等の土地利用の変更で、地表面がアスファルトやコンクリートで覆われ、雨水流出量の増加が懸念されることから、他市に先がけ、向日市まちづくり条例により、開発事業者には雨水流出抑制施設の設置を義務づけています。

また、雨水貯留タンクを設置された方には費用の一部を助成しており、これまでに117基を設置しました。（令和4年度末現在）

今後も開発事業者に対する指導や補助制度等を通じ、雨水の流出抑制を推進していきます。



雨水流出抑制施設設置例



雨水貯留タンク設置例

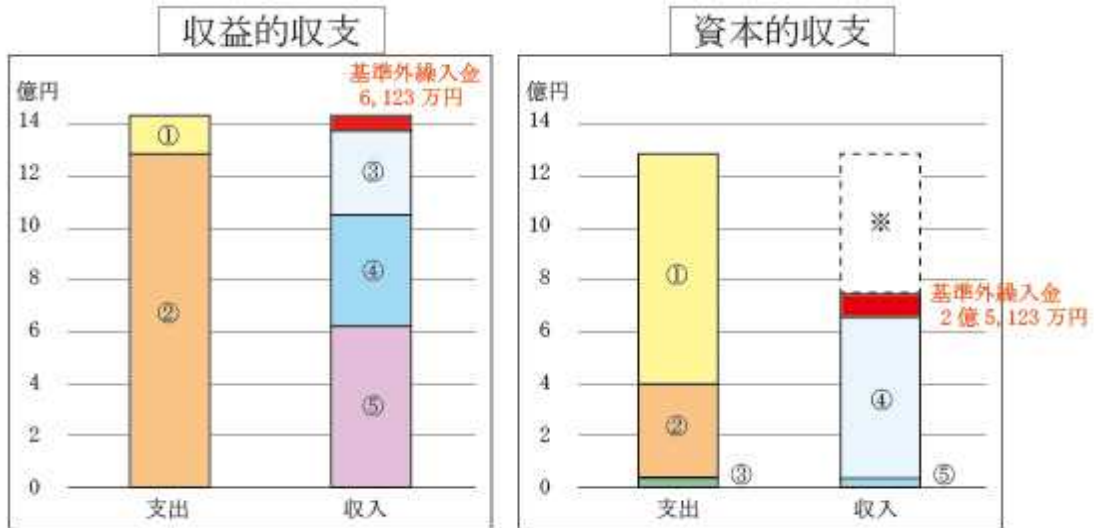
基本方針3 下水道事業の経営の安定化

① 基準外繰入金のあり方の検討

本市は本来、使用料収入で賄うべき経常経費を回収できておらず、不足額については一般会計からの繰入れを行っています。これは、総務省の繰出基準に基づかない繰入金であり、地方交付税が措置されないため、その全額が市の一般財源、つまりは税金での負担となっています。

こうした基準外繰入金への依存は、健全な経営状況とはいえないため、公費で負担すべき経費と使用料収入で賄うべき経費の区分を明確化するなど、基準外繰入金のあり方に向けた検討を行います。

基準外繰入金の状況（令和4年度）



支出 ①企業債償還利息等 1.5億円
 ②営業費用 13.0億円
 (減価償却費、修繕費、事務費等)

収入 ③補助金等 3.3億円
 ④基準内繰入金 4.4億円
 ⑤下水道使用料 6.2億円
 (減免分(コロナ交付金分)を含む)

基準外繰入金について

支出に対して、不足する収入
 6,123万円を基準外で繰り入
 れました。

支出 ①企業債償還金 9.0億円
 ②流域下水道負担金 3.6億円
 ③事務費等 0.4億円

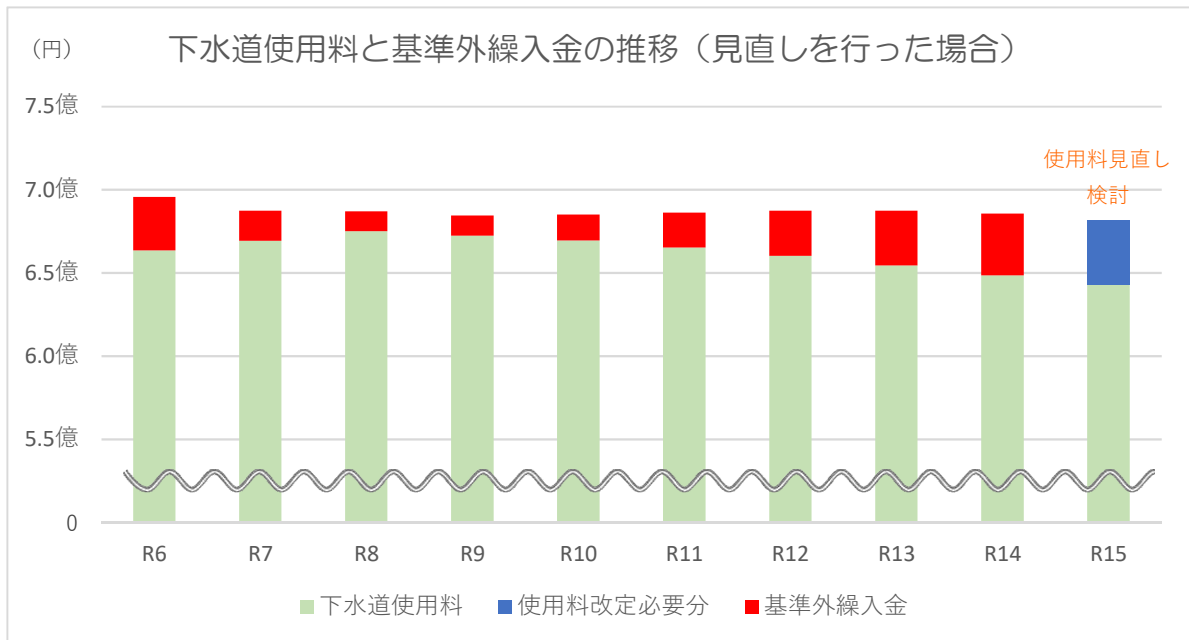
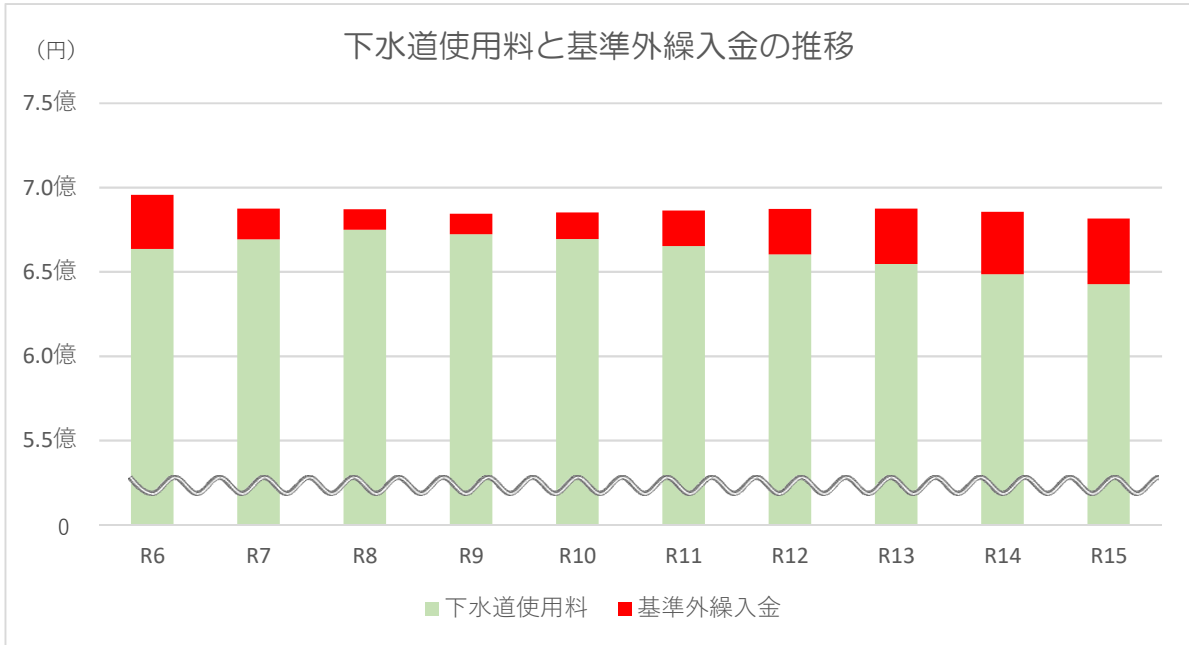
支出 ④企業債 4.7億円
 ⑤補助金等 0.4億円
 ※内部留保資金で補填(5.8億円)

基準外繰入金について

支出に対して、不足する収入のうち、
 会計内部に留保されている資金を充
 てても、なお不足する2億5,123万円
 を基準外で繰り入れました。

② 下水道使用料の適正化

本市の試算では、令和15年度時点で基準外繰入金を解消するために、約6.04%増の使用料改定が必要になります。しかしながら、使用料の改定につきましては、市民の皆様及び事業者の方々への影響が大きいことから、将来にわたる財政状況等を総合的に勘案し、慎重に判断する必要があります。今後の基準外繰入金のあり方と適正な下水道使用料については計画的に見直しを行い、下水道事業経営の健全化に努めます。



第5章 投資・財政計画

1 投資・財政計画の考え方について

(1) 投資について

・管路更新事業

令和5年度策定のストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の調査及び改築更新を行っていきます。令和8年度には管渠の耐用年数である50年を迎える管渠が生じますが、本市が取り組んでいる管路点検調査及び計画的な修繕の結果、現在のところ令和10年度までは更新が必要な管渠は生じない見込みです。令和11年度以降は、今後100年間で管路更新を行う場合に必要と見込まれる年間更新費用（4,000万円）を計上しています。

・浸水対策事業

和井川排水区における雨水管渠築造に係る経費を計上しています。

・流域下水道建設負担金（汚水・雨水）

京都府の桂川右岸流域下水道建設負担金について、流域各市町が負担しています。令和5年度時点で示されている府の計画及び資料をもとに推計しています。

(2) 維持管理について

・物価上昇率

水道事業経営戦略において見込んだものと同様、年2%を物価上昇率として各種数値に乗じて算出するものとしています。

・職員給与費

現在のところ、大幅な人員の増減等を見込んでいないため、過年度決算資料（令和2年度～令和4年度）の平均値を基準値とし、物価上昇率による補正を行うことで算出しています。

・動力費

近年の動力費高騰の影響を鑑み、直近である令和5年度6月時点の実績値から年間見込額を推計したものを基準値とし、物価上昇率による補正を行うことで算出しています。

・修繕費

過年度決算資料（令和2年度～令和4年度）の平均値を基準値とし、令和6年度以降実施予定のマンホール蓋取替工事に係る費用として年間500万円を加算しています。これに、物価上昇率による補正を行うことで算出しています。

・流域下水道維持管理負担金（汚水）

京都府の桂川右岸流域下水道第10期財政計画及び流域下水道事業経営戦略で示されている見通しと、本市のこれまでの執行実績等から、今後の本市負担金額を推計しています。

・流域下水道維持管理負担金（雨水）

令和4年度に流域市町の負担割合の改定があったため、令和4年度の実績値に基づき算定しました。京都府の負担金決算額を流域市町の負担割合で按分することで今後の推計値としています。

- ・減価償却費

令和4年度末時点の償却資産に、今後の投資計画で見込んだ資産分を加算することで算出しています。

- ・その他

原則として、過年度決算資料（令和2年度～令和4年度）の平均値を基準値とし、物価上昇率による補正を行うことで算出しています。ただし、物価上昇の影響を見込むことが不適當であるものは、補正を加えず基準値を採用しています。

（3）財源について

- ・下水道使用料

人口については、「第2次ふるさと向日市創生計画」の推計人口に基づき、令和15年度末時点で人口が約5万1,800人程度まで減少すると見込んでいます。

また、水量については、JR向日町駅周辺整備などのまちづくり計画に基づく増加分と、節水機器の普及等による減少分をそれぞれ推計し、前述の人口減による減少分とあわせて、令和15年度末時点の年間有収水量を約539万 m^3 としています。

これらの条件から、令和15年度末時点の使用料収入は、約6億4,300万円（税抜き）に減少すると見込んでいます。これに加えて、基準外繰入金の解消のため、下水道使用料見直しをした場合の増額分を計上しています。

- ・補助金

社会資本整備総合交付金の補助対象事業について、補助率1/2として収入を見込んでいます。

- ・企業債

市施工の建設改良事業及び京都府の流域下水道建設負担金に対する企業債発行を想定し算出しています。

- ・一般会計繰入金（雨水処理負担金、他会計補助金、他会計出資金）

雨水に係る事業費については、雨水公費の原則に基づき、雨水処理負担金として一般会計から繰入を行います。

汚水に係る事業費については、総務省から示される繰出基準に基づき、繰入を行います。

また、上記に加えて、使用料収入で賄いきれない経費についても、一般会計からの繰入金（基準外繰入金）で補っているほか、出資金を収入しています。

- ・その他

原則として、過年度決算資料（令和2年度～令和4年度）の平均値を基準値とし、物価上昇率による補正を行うことで算出しています。ただし、物価上昇の影響を見込むことが不適當であるものは、補正を加えず基準値を採用しています。

（4）今後の見通し

減価償却及び企業債の償還が進み、全体的な経費は減少していく見込みですが、人口減少等に伴う使用料の減少によって収益も減少する見込みです。

一般会計からの繰入金についても、年々削減していく見込みですが、使用料の不足分を基準外繰入金により賄っている状況にあるため、基準外繰入金のあり方と下水道使用料の適正化について、検討していく必要があります。

2 収支計画表

(1) 収益的収支

(単位：千円)

		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的 収入	1. 営業収益 (A)	1,042,573	1,166,038	1,118,462	1,129,620	1,140,603	1,137,516	1,131,873	1,124,333	1,115,229	1,102,577	1,074,588	1,100,874
	(1) 使用料収入	619,782	652,559	663,570	669,254	674,949	672,291	669,461	665,190	660,252	654,500	648,542	681,525
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	422,791	513,479	454,892	460,366	465,654	465,225	462,412	459,143	454,977	448,077	426,046	419,349
	雨水処理負担金	415,253	503,992	447,422	452,775	457,942	457,392	454,458	451,068	446,781	439,760	417,608	410,791
	その他	7,538	9,487	7,470	7,591	7,712	7,833	7,954	8,075	8,196	8,317	8,438	8,558
	2. 営業外収益	411,289	459,572	385,342	369,164	374,699	363,235	365,312	368,638	372,381	377,714	379,639	336,389
	(1) 補助金	6,041	29,150	2,063	2,104	2,146	2,187	2,228	2,270	2,310	2,352	2,393	2,434
	(2) 他会計補助金	86,517	110,757	58,112	44,466	38,650	38,896	41,406	45,216	49,965	56,510	61,185	24,623
	基準内繰入金	25,286	26,842	26,032	26,336	26,550	26,755	25,770	24,167	22,916	23,654	24,136	24,623
	基準外繰入金	61,231	83,915	32,080	18,130	12,100	12,141	15,636	21,049	27,049	32,856	37,049	0
	(3) 長期前受金戻入	318,288	319,288	324,689	322,116	333,425	321,674	321,200	320,674	319,628	318,374	315,583	308,854
	(4) その他	443	377	478	478	478	478	478	478	478	478	478	478
	収入計 (C)	1,453,862	1,625,610	1,503,804	1,498,784	1,515,302	1,500,751	1,497,185	1,492,971	1,487,610	1,480,291	1,454,227	1,437,263
収益的 支出 (税抜)	1. 営業費用	1,300,491	1,470,759	1,368,819	1,376,918	1,402,161	1,396,758	1,401,436	1,404,289	1,404,784	1,402,314	1,392,291	1,368,754
	(1) 職員給与費	43,009	59,808	44,222	45,106	45,991	46,875	47,760	48,644	49,529	50,413	51,298	52,182
	(2) 経費	390,338	506,936	416,924	423,108	431,251	434,667	439,681	442,444	443,375	444,333	445,126	445,959
	動力費	3,082	3,269	3,360	3,427	3,495	3,561	3,629	3,696	3,764	3,830	3,898	3,965
	修繕費	7,599	9,596	7,374	7,522	7,669	7,817	7,964	8,111	8,259	8,406	8,554	8,701
	流域下水道維持管理負担金	309,614	352,383	335,844	340,406	346,927	348,722	352,114	353,256	352,565	351,903	351,073	350,285
	その他	70,043	141,688	70,346	71,753	73,160	74,567	75,974	77,381	78,787	80,194	81,601	83,008
	(3) 減価償却費	867,144	904,015	907,673	908,704	924,919	915,216	913,995	913,201	911,880	907,568	895,867	870,613
	2. 営業外費用	151,506	154,077	133,559	120,440	111,715	102,567	94,323	87,256	81,400	76,551	60,510	67,083
	(1) 支払利息	146,857	135,594	129,884	116,765	108,040	98,892	90,648	83,581	77,725	72,876	56,835	63,408
	(2) その他	4,649	18,483	3,675	3,675	3,675	3,675	3,675	3,675	3,675	3,675	3,675	3,675
	支出計 (D)	1,451,997	1,624,836	1,502,378	1,497,358	1,513,876	1,499,325	1,495,759	1,491,545	1,486,184	1,478,865	1,452,801	1,435,837
	経常損益 (C) - (D) (E)	1,865	774	1,426	1,426	1,426	1,426	1,426	1,426	1,426	1,426	1,426	1,426
	特別利益 (F)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失 (G)	1,867	774	1,426	1,426	1,426	1,426	1,426	1,426	1,426	1,426	1,426	1,426	
特別損益 (F) - (G) (H)	△ 1,865	△ 774	△ 1,426	△ 1,426	△ 1,426	△ 1,426	△ 1,426	△ 1,426	△ 1,426	△ 1,426	△ 1,426	△ 1,426	
当年度純利益 (又は純損失) (E) + (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
累積欠損金比率 (I) / ((A) - (B)) × 100 ※	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方公営企業法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営業収益 - 受託工事収益 (A) - (B) (K)	1,042,573	1,166,038	1,109,112	1,109,444	1,109,590	1,104,018	1,096,063	1,087,617	1,077,596	1,064,841	1,036,955	1,024,402	
地方財政法による資金不足の比率 ((J) / (K)) × 100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※累積欠損金比率については、累積欠損金 (I) が発生していない場合は0になります。

(2) 資本的収支

(単位：千円)

		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
資本的 収入	1. 企業債	471,500	736,218	297,000	281,000	156,000	83,000	105,000	143,000	156,000	110,000	110,000	110,000	
	2. 他会計出資金（基準外繰入金）	251,232	0	111,076	217,211	206,312	132,367	93,848	67,708	23,031	5,631	0	0	
	3. 他会計補助金（基準内繰入金）	34,758	37,899	33,513	34,293	35,135	36,224	36,991	37,488	37,748	37,799	37,541	37,443	
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 補助金	4,041	18,300	25,000	0	0	0	0	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
	6. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8. その他	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	計 (A)	762,731	793,617	467,789	533,704	398,647	252,791	237,039	269,396	237,979	174,630	168,741	168,643	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計 (A) - (B) (C)	762,731	793,617	467,789	533,704	398,647	252,791	237,039	269,396	237,979	174,630	168,741	168,643	
	資本的 支出	1. 建設改良費	436,464	764,635	343,734	303,169	178,604	106,038	128,472	186,907	200,342	154,777	155,212	155,646
(1) 職員給与費		15,236	22,424	18,593	18,965	19,337	19,709	20,080	20,452	20,824	21,196	21,568	21,940	
(2) 工事請負費		21,124	63,918	50,000	0	0	0	0	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	
(3) 流域下水道建設負担金		397,906	666,036	272,000	281,000	156,000	83,000	105,000	123,000	136,000	90,000	90,000	90,000	
(4) その他		2,198	12,257	3,141	3,204	3,267	3,329	3,392	3,455	3,518	3,581	3,644	3,706	
2. 企業債償還金		903,519	870,721	867,632	841,468	824,518	746,640	709,708	686,816	642,871	617,847	583,172	529,616	
3. 他会計長期借入返還金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. その他		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
計 (D)		1,341,183	1,636,556	1,212,566	1,145,837	1,004,322	853,878	839,380	874,923	844,413	773,824	739,584	686,462	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D) - (C) (E)		578,452	842,939	744,777	612,133	605,675	601,087	602,341	605,527	606,434	599,194	570,843	517,819	
補てん 財源	1. 損益勘定留保資金	541,418	778,742	717,777	586,588	591,494	593,542	592,795	592,527	592,252	589,194	560,843	507,819	
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 消費税及び地方消費税資本的収支調整額	37,034	64,197	27,000	25,545	14,181	7,545	9,546	13,000	14,182	10,000	10,000	10,000	
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計 (F)	578,452	842,939	744,777	612,133	605,675	601,087	602,341	605,527	606,434	599,194	570,843	517,819	
補てん財源不足額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他会計借入金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企業債残高	11,743,715	11,609,212	11,038,580	10,478,112	9,809,594	9,145,954	8,541,246	7,997,430	7,510,559	7,002,712	6,529,540	6,109,924		

		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的 収支分		501,770	614,749	505,534	497,241	496,592	496,288	495,864	496,284	496,746	496,270	478,793	435,414
	うち基準内繰入金	440,539	530,834	473,454	479,111	484,492	484,147	480,228	475,235	469,697	463,414	441,744	435,414
	うち基準外繰入金	61,231	83,915	32,080	18,130	12,100	12,141	15,636	21,049	27,049	32,856	37,049	0
資本的 収支分		285,990	37,899	144,589	251,504	241,447	168,591	130,839	105,196	60,779	43,430	37,541	37,443
	うち基準内繰入金	34,758	37,899	33,513	34,293	35,135	36,224	36,991	37,488	37,748	37,799	37,541	37,443
	うち基準外繰入金	251,232	0	111,076	217,211	206,312	132,367	93,848	67,708	23,031	5,631	0	0
合計		787,760	652,648	650,123	748,745	738,039	664,879	626,703	601,480	557,525	539,700	516,334	472,857

第6章 進捗管理

基準指標及び目標について

本経営戦略の進捗状況の管理のため、以下の指標について目標を設定し、進捗管理を行います。

基準指標	令和4年度 実績	令和15年度 目標
経常収支比率	100.1%	100%以上
経費回収率	89.8%	100%
基準外繰入金	3億1,246万円	0円

用語の解説

あ行

■ アセットマネジメント（あせつとまねじめんと）

施設の更新等を計画的に実行し、サービスを持続的に提供するために、中長期的な視点に立ち、将来に渡り、施設を効率的かつ効果的に管理運営する体系化された活動。

■ 雨水貯留タンク（うすいちよりゅうたんく）

建物の屋根に降った雨を雨どいからタンクに貯める施設。貯めた雨水は、庭木などの水やり、夏場の打ち水、災害時の非常用生活水（トイレ排水）などに利用できる。

〔関連語〕 雨水流出抑制施設

■ 雨水流出抑制施設（うすいりゅうしゅつよくせいしせつ）

開発行為等の土地利用変更による雨水の流出増加に対して、雨水の流出を抑制する施設。

〔関連語〕 雨水貯留タンク

か行

■ 基幹管路（きかんかんろ）

水の運用上、重要度が高く代替機能のない管路（導水管、送水管、配水本管）。

〔関連語〕 基幹管路耐震適合率

■ 基幹管路耐震適合率（きかんかんろたいしんてきごうりつ）

基幹管路の総延長のうち、耐震適合性のある管路の延長を表した率。

基幹管路耐震適合率＝（耐震適合性のある基幹管路の延長）／（基幹管路の総延長）

〔関連語〕 基幹管路

■ 企業債（きぎょうさい）

地方公共団体が、地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるために発行する地方債のこと。地方公営企業法の適用事業において用いられる用語で、非適用事業の場合には地方債が用いられる。

〔同義語〕 地方債、〔関連語〕 公債費

■ 基準外繰入金（きじゅんがいくりにいれきん）

一般会計からの繰入金のうち、公費負担経費の基準に該当しない繰入金。

[関連語] 雨水公費・汚水私費の原則、基準内繰入金、繰入金

■ 基準内繰入金（きじゅんないくりいれきん）

一般会計からの繰入金のうち、公費負担経費の基準に該当する繰入金。

[関連語] 雨水公費・汚水私費の原則、基準外繰入金、繰入金

■ 繰入金（くりいれきん）

公営企業の基本的性格等を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、一般会計が負担すべき公共的役割に係る経費に充てる財源を繰り入れるもの。

[関連語] 雨水公費・汚水私費の原則、基準外繰入金、基準内繰入金

■ 減価償却費（げんかしょうきゃくひ）

使用等による固定資産の経済的価値の減少額を、当該固定資産の耐用年数期間中にわたり各事業年度の費用として配分する手続きを減価償却といい、減価償却によって各事業年度に配分される費用を減価償却費という。

[関連語] 耐用年数

■ 公営企業（こうえいきぎょう）

地方公共団体が社会公共の利益を目的として経営する企業。

[関連語] 公営企業会計

■ 高架水槽（こうかすいそう）

地上に建てた高い塔の上に置かれた水槽で、その高さを利用し自然流下で送水する施設。

■ 公共下水道（こうきょうげすいどう）

市街地における下水を排除等するために、市町村等が管理する下水道。

[関連語] 流域関連公共下水道、流域下水道

■ 公債費（こうさいひ）

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額。

[関連語] 企業債、地方債

さ行

■ 資本的収支（しほんてきしゅうし）

投資活動に伴う収支。支出の効果が長期間にわたるもの。

〔関連語〕 収益的収支

■ 収益的収支（しゅうえきてきしゅうし）

経営活動に伴い発生する収支。企業が支出を行った場合に、経営活動の及ぼす効果が1事業年度だけのもの。

〔関連語〕 資本的収支

■ 純利益（じゅんりえき）

対象となる会計期間における企業の行なった一切の活動による成果を示す利益。公営企業の純利益は、民間企業会計の当期利益とは異なり補てん財源として建設改良費や企業債償還金に使用されるので、民間企業のような処分可能利益ではない。補てん財源は資本的収支の不足額に充当する財源であるから、これを「公共的必要余剰」と呼ぶ。

〔関連語〕 資本的収支、収益的収支

■ 損益勘定留保資金（そんえきかんじょうりゅうほしきん）

減価償却費など、実際にお金の支出がない費用計上によって生じた資金。この資金は、主に施設整備の費用や、これまでに行った施設整備のために借り入れた借金の元金返済の財源として使われる。

〔関連語〕 減価償却費

た行

■ 耐用年数（たいようねんすう）

上下水道施設などの固定資産が使用できる期間を予測して決定される使用予定年数。

〔関連語〕 減価償却費

■ 地方債（ちほうさい）

地方公共団体が、建設、改良等に要する資金に充てるために発行する債務のこと。地方公営企業法の適用事業においては、企業債が用いられる。

〔同義語〕 企業債、〔関連語〕 公債費

■ 長寿命化対策（ちょうじゅみょうかたいさく）

予防保全型の維持管理により、下水道施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの削減及び予算の平準化を図る対策。

〔関連語〕 予防保全型の維持管理

は行

■ 配水池（はいすいち）

浄水場から送り出された水を一時的に貯めておく池。

■ 布設替（ふせつがえ）

敷いて設置された上下水道の設備などを入れ替えること。

■ ふるさと向日市創生計画（ふるさとむこうしそうせいけいかく）

向日市のまちづくりにおける最上位計画（平成27年度策定）。「歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり」「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」「信頼と協働で市民の声が届くまちづくり」の3つを施策の柱とする。

■ 分流式下水道（ぶんりゅうしきげすいどう）

汚水と雨水をそれぞれ別々の管渠に流す下水道。

〔関連語〕 合流式下水道

ま行

■ 末端給水事業（まったんきゅうすいじぎょう）

一般家庭等の蛇口に水道水を供給する事業。

や行

■ 有収水量密度別区分（ゆうしゅうすいりょうみつどべつくぶん）

給水区域面積1ha当たりの年間有収水量に基づく分類。

■ 予防保全型の維持管理（よぼうほぜんがたのいじかんり）

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る管理方法。

〔関連語〕 長寿命化対策

ら行

■ 流域関連公共下水道（りゅういきかんれんこうきょうげすいどう）

公共下水道のうち、終末処理場を有せず、その流末が流域下水道に接続する下水道。

[関連語] 公共下水道、流域下水道

■ 流域下水道（りゅういきげすいどう）

2以上の市町村の下水を排除するために、都道府県が管理する下水道。

[関連語] 公共下水道、流域関連公共下水道



muko city

向日市いいところPR隊 『 たけ のこ りん 』